

第3次甲州市障害者総合計画

甲州市障害者計画／第6期障害福祉計画／第2期障害児福祉計画

～ 障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州 ～

令和3年3月

甲 州 市

ごあいさつ

本市では、「甲州市総合計画」におけるまちづくりの基本目標のひとつ「健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり」の達成に向け、平成27年2月に「第2次甲州市障害者総合計画」を策定し、幅広い分野の障害者施策に取り組んでまいりました。

この計画期間の6年の間、国においては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「児童福祉法」の改正など、障害者・障害児に関わる重要な法整備が継続的に行われ、障害福祉制度の拡充が図られるなど、障害者を取り巻く状況も大きく変化してきました。

さらに、市民の皆様の価値観やライフスタイルも多様化する中で、障害のある人の、地域における自立や社会参加への意識はますます高まってきております。

そこで、本市では社会状況の変化や新たな課題に対応するため、「甲州市障害者計画」と「第6期甲州市障害福祉計画」及び「第2期甲州市障害児福祉計画」を一体化した「第3次甲州市障害者総合計画」を、このたび新たに策定いたしました。

『障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州』を基本理念とし、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会の実現を目指し、市民の誰もが人格と個性を尊重し合い、共に支え合う「地域共生社会」をさらに推進させる施策に取り組むこととします。

今後は本計画に基づき、障害のある人やその家族、地域住民、団体・事業所などの皆様と市の連携・協働により、基本理念の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見やご提言をいただきました甲州市障害者自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、お力添えを賜りました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

甲州市長 鈴木 幹夫



目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	障害者総合計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	障害者（児）の範囲	2
5	計画の策定体制	3
6	第3次総合計画の構成について	3
II	障害のある人を取り巻く状況	4
1	人口構造の推移	4
2	障害のある人の状況	5
III	基本的な考え方	10
1	基本理念	10
2	基本原則	10
3	各分野に共通する横断的視点	11
4	PDCA サイクルを通じた実効性のある取組の推進	11
5	計画の施策体系	13
IV	各分野における障害者施策の基本的な方向	14
1	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	14
2	保健・医療の推進	17
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興	20
4	雇用・就業、経済的自立の支援	22
5	安全・安心な生活環境の整備	24
6	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	25
7	防災、防犯等の推進	26
8	差別の解消及び権利擁護の推進	28
9	行政等における配慮の充実	30
10	国際協力	31

V 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	32
------------------------------	----

VI 計画の推進体制	59
------------------	----

1 推進体制の充実	59
-----------------	----

2 計画の実施状況の点検及び評価	59
------------------------	----

3 計画の見直し	60
----------------	----

4 成果目標	60
--------------	----

5 国、山梨県及び周辺自治体との連携	60
--------------------------	----

<資料編>

資料1 第3次障害者総合計画関連達成目標	61
----------------------------	----

資料2 甲州市の障害者福祉に関する記載がある計画	62
--------------------------------	----

資料3 用語解説	63
----------------	----

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成23年に障害者基本法が改正され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざすことが掲げられ、この障害者基本法の趣旨を踏まえ、平成25年には、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）として改正施行されました。

また、平成24年に「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）、平成25年に「障害者優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の施行、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、このような国内法の整備を進めたうえで、国は平成26年に国連の障害者権利条約を批准しました。

その後、平成28年には「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行。また、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行。平成30年には障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応を図ることが求められています。

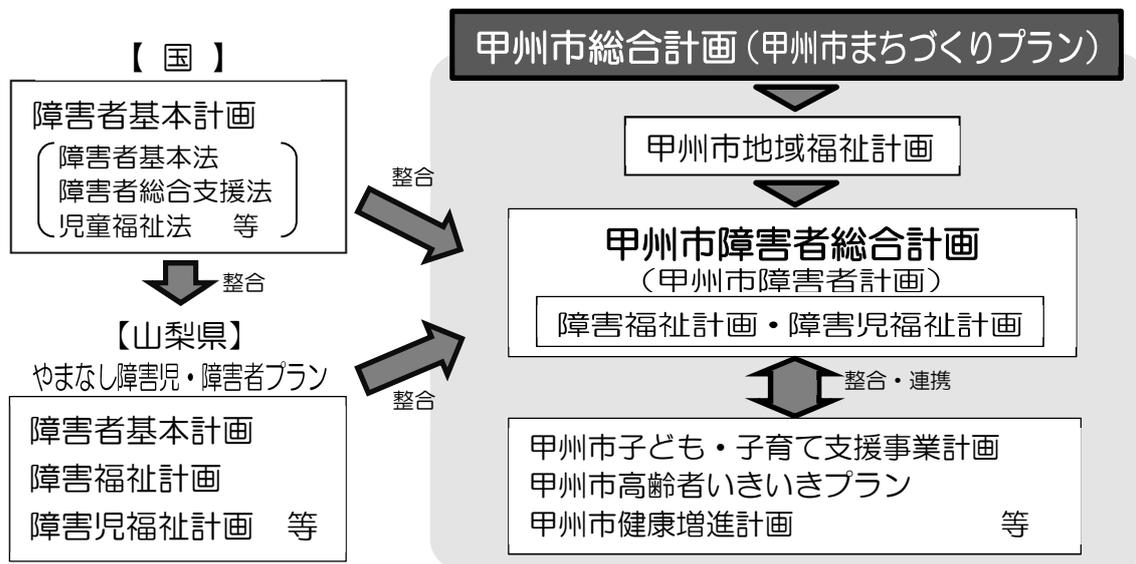
甲州市では、平成27年3月に「第2次甲州市障害者総合計画」（平成27年度～令和2年度）を、平成30年3月には、「第5期甲州市障害福祉計画」及び「第1期甲州市障害児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、地域社会全体で障害のある方を支えると共に、障害のある方自身も地域社会に貢献する機会を持つために、「障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州」を理念に掲げ、各分野において着実な取組を進めてきました。

令和2年度には、現行の3計画の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の基本計画・指針や県の計画、近年行われた制度改革や社会情勢を踏まえ、甲州市が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として、「第6期甲州市障害福祉計画」及び「第2期甲州市障害児福祉計画」と一体化した「第3次甲州市障害者総合計画」を策定するものとします。

2 障害者総合計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的な計画として策定するものであり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的方向を定めた総合的な計画であると同時に、市民、関係企業、各種団体等が自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

「市町村障害者計画」の部分については、国障害者基本計画及び山梨県障害者基本計画に基づいて策定しています。また、市の行政計画体系としての上位計画である「甲州市総合計画」を補完する個別計画の一つであることから、健康福祉分野をはじめ、市の各種計画との整合性を図っています。



3 計画の期間

「障害者計画」部分は、より長期的な展望を視野に入れつつ、令和3年度から令和8年度までの6年間を対象とします。なお、「障害福祉計画（第6期）」及び「障害児福祉計画（第2期）」部分は国の指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を対象とします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第2次甲州市障害者総合計画 (甲州市障害者計画)						第3次甲州市障害者総合計画 (甲州市障害者計画)					
第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		

4 障害者(児)の範囲

本計画における障害者(児)は、障害者基本法及び障害者総合支援法における障害者の定義に基づき、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病等その他の心身の機能の障害がある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とします。

5 計画の策定体制

第2次甲州市障害者総合計画の期間の満了を迎えるにあたり、甲州市障害者自立支援協議会において、以上のような国の動向、これまでの市の取組の進展等を踏まえ、新たな障害者総合計画に関する調査・審議を行ってきました。

これを受け、市は甲州市障害者自立支援協議会の意見・提言を踏まえた第3次甲州市障害者総合計画（以下「第3次総合計画」という。）の原案を作成し、令和3年2月、パブリックコメントによる住民意見の聴取を行ったうえで、甲州市障害者自立支援協議会の審議を経て策定しました。

6 第3次総合計画の構成について

第3次総合計画は、この「Ⅰ 計画の策定にあたって」、「Ⅱ 障害のある人を取り巻く状況」「Ⅲ 計画の基本的な考え方」、「Ⅳ 各分野における障害者施策の基本的な方向」、「Ⅴ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」及び「Ⅵ 計画の推進体制」で構成されます。

「Ⅱ 障害のある人を取り巻く状況」では、

甲州市の人口構造の推移と、手帳所持者等障害のある人の推移を示しています。

「Ⅲ 計画の基本的な考え方」では、

第3次総合計画全体の「基本理念」及び「基本原則」を示すとともに、「各分野に共通する横断的視点」を示しています。

「Ⅳ 各分野における障害者施策の基本的な方向」では、

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を10分野に整理し、それぞれの分野について、第3次総合計画の対象期間に市が講ずる施策の基本的な方向を示しています。

「Ⅴ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」では、

国の指針に基づき、成果目標を定め、障害福祉サービス等、障害児通所サービス等、地域生活支援等の活動指標をそれぞれ定めています。

「Ⅵ 計画の推進体制」では、

これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制を示しています。

Ⅱ 障害のある人を取り巻く状況

1 人口構造の推移

甲州市の総人口は減少傾向にあり、令和2年9月末日現在で30,842人です。年齢階層別にみると18歳未満の人口は4,060人（総人口の13.2%）、18歳から64歳までは15,748人（51.0%）、65歳以上は11,034人（35.8%）となっており、経年で比較すると、65歳未満は減少傾向にあり、65歳以上の割合が増加していることが分かります。高齢化率も35.8%と年々上昇し、約2.8人に1人が高齢者となっています。

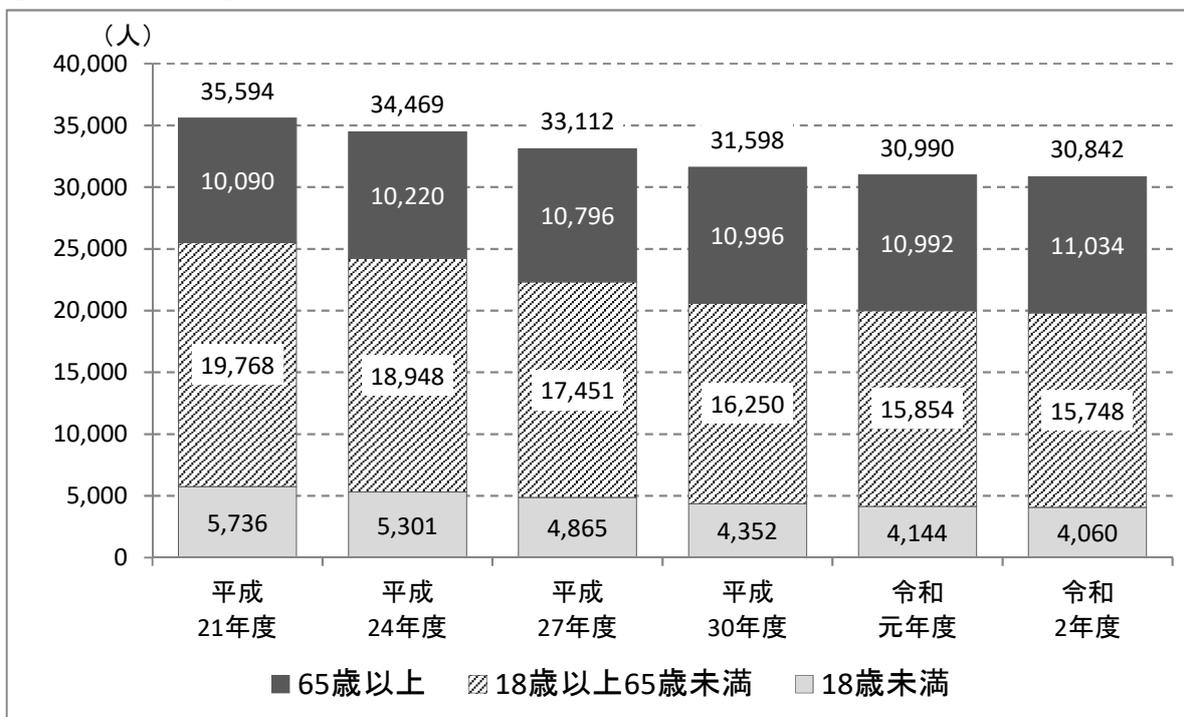
【表：人口の推移】

（単位：人）

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
総人口	35,594	34,469	33,112	31,598	30,990	30,842
18歳未満	5,736	5,301	4,865	4,352	4,144	4,060
18歳以上65歳未満	19,768	18,948	17,451	16,250	15,854	15,748
65歳以上	10,090	10,220	10,796	10,996	10,992	11,034
世帯数	13,114	13,184	13,228	13,155	13,093	13,112
高齢化率	28.3%	29.6%	32.6%	34.8%	35.5%	35.8%

※各年度3月末日現在（令和2年度は9月末日現在）

【図：人口の推移】



2 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

甲州市の障害者手帳所持者数は、令和2年9月末日現在で1,801人です。

これは総人口の5.8%であり、約17人に1人が障害者手帳を所持していることとなります。この手帳所持者の対人口比は経年で大きく変動していませんが、障害の種別でみると、身体障害者手帳所持者が最も多い1,246人ですがその数は減少傾向にあり、療育手帳は264人、精神障害者保健福祉手帳は291人が所持していますが、年々増加傾向にあります。

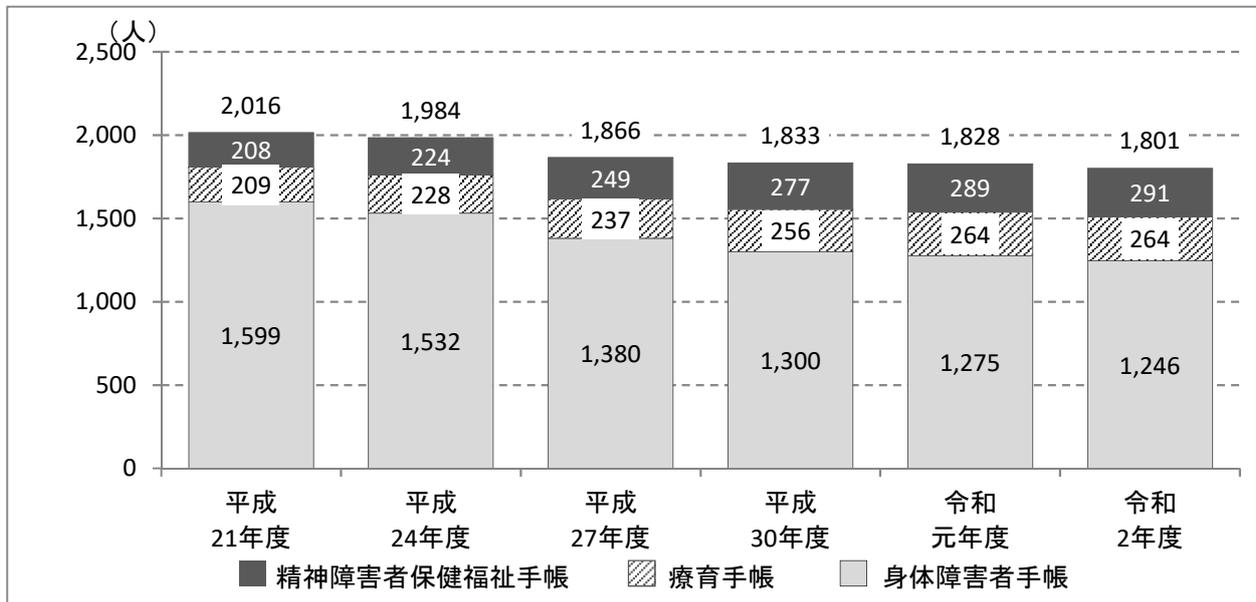
【表：障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
手帳所持者(A)	2,016	1,984	1,866	1,833	1,828	1,801
身体障害者手帳	1,599	1,532	1,380	1,300	1,275	1,246
療育手帳	209	228	237	256	264	264
精神障害者保健福祉手帳	208	224	249	277	289	291
甲州市人口(B)	35,594	34,469	33,112	31,598	30,990	30,842
対人口比(A/B)	5.7%	5.8%	5.6%	5.8%	5.9%	5.8%

※各年度3月末日現在(令和2年度は9月末日現在)

【図：障害者手帳所持者数の推移】



(2) 難病患者の状況

甲州市の難病患者数は、令和2年9月末日現在で182人です。年々増加傾向にあります。

【表：難病患者数の推移】

(単位：人)

	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度
計	132	157	186	182

※各年度3月末日現在

(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

① 等級別の状況

甲州市の身体障害者手帳所持者数は、令和2年9月末現在で1,246人です。

平成21年度と比較すると、身体障害者手帳の所持者数は大きく減少していますが、等級別で見ると、最重度1級の手帳所持者は全体の33%を占め、割合としてはやや増加傾向にあります。

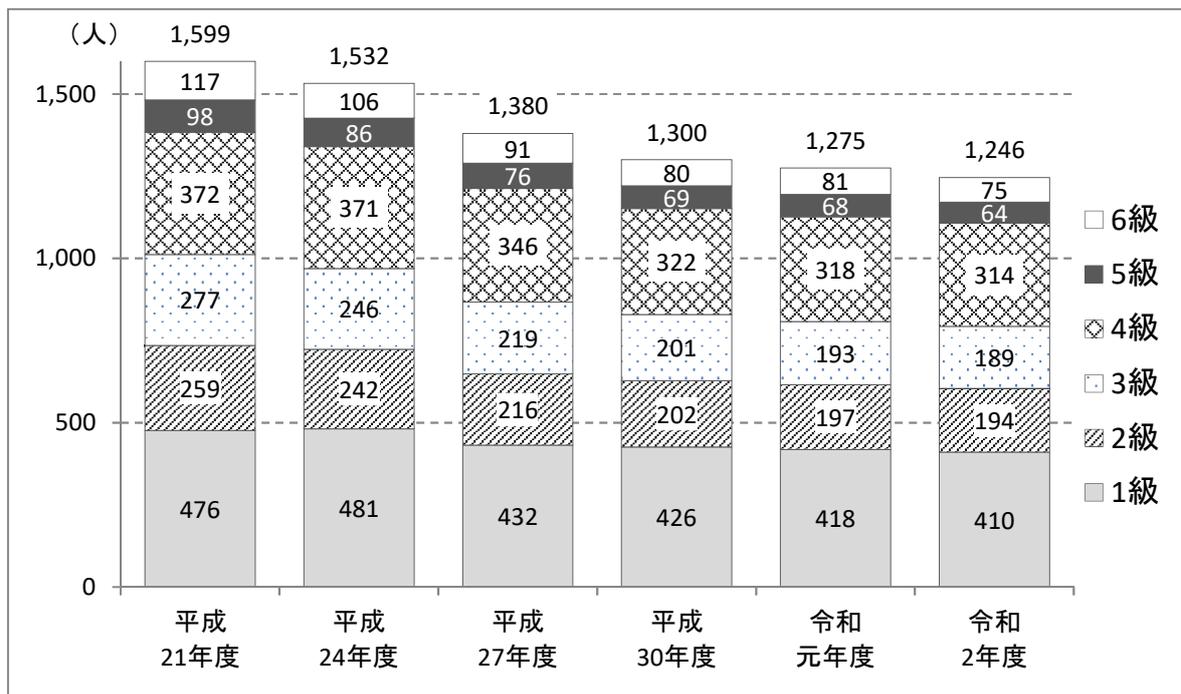
【表：等級別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1級	476 (30%)	481 (31%)	432 (31%)	426 (33%)	418 (33%)	410 (33%)
2級	259 (16%)	242 (16%)	216 (16%)	202 (16%)	197 (15%)	194 (16%)
3級	277 (17%)	246 (16%)	219 (16%)	201 (15%)	193 (15%)	189 (15%)
4級	372 (23%)	371 (24%)	346 (25%)	322 (25%)	318 (25%)	314 (25%)
5級	98 (6%)	86 (6%)	76 (6%)	69 (5%)	68 (5%)	64 (5%)
6級	117 (7%)	106 (7%)	91 (7%)	80 (6%)	81 (6%)	75 (6%)
合計	1,599	1,532	1,380	1,300	1,275	1,246

※各年度3月末日現在(令和2年度は9月末日現在)

【図：障害者手帳所持者数の推移】



② 主たる障害別の状況

障害別では肢体不自由が48%、内部障害が36%と大半を占めています。平成21年度には半数以上を占めていた肢体不自由ですが近年は減少し、一方で内部障害が増加傾向にあります。

【表：主たる障害別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
視覚障害	104 (7%)	95 (6%)	73 (5%)	74 (6%)	73 (6%)	74 (6%)
聴覚障害	136 (9%)	127 (8%)	122 (9%)	112 (9%)	112 (9%)	112 (9%)
音声・言語 (・咀嚼)障害	23 (1%)	19 (1%)	14 (1%)	15 (1%)	15 (1%)	15 (1%)
肢体不自由	850 (53%)	799 (52%)	719 (52%)	643 (49%)	623 (49%)	598 (48%)
内部障害	486 (30%)	492 (32%)	452 (33%)	456 (35%)	452 (35%)	447 (36%)
合計	1,599	1,532	1,380	1,300	1,275	1,246

※各年度3月末日現在(令和2年度は9月末日現在)

③ 年齢別の状況

年齢別では近年、18歳未満の所持者数も微増していますが、18歳以上が98%を占めています。

【表：年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
18歳未満	14 (1%)	13 (1%)	11 (1%)	18 (1%)	18 (1%)	19 (2%)
18歳以上	1,585 (99%)	1,519 (99%)	1,369 (99%)	1,282 (99%)	1,257 (99%)	1,227 (98%)
合計	1599	1532	1380	1300	1275	1246

※各年度3月末日現在(令和2年度は9月末日現在)

(4) 療育手帳所持者数の推移

① 障害程度別の状況

甲州市の療育手帳所持者数は、令和2年9月末現在で264人です。

平成21年度では所持者数の差が無かった療育手帳A（重度）とB（中程度）の割合でしたが、療育手帳の所持者の増加に伴い、年々全体の数も増え、現在は療育手帳Aを有する人が39%、Bを有する人が61%を占めています。

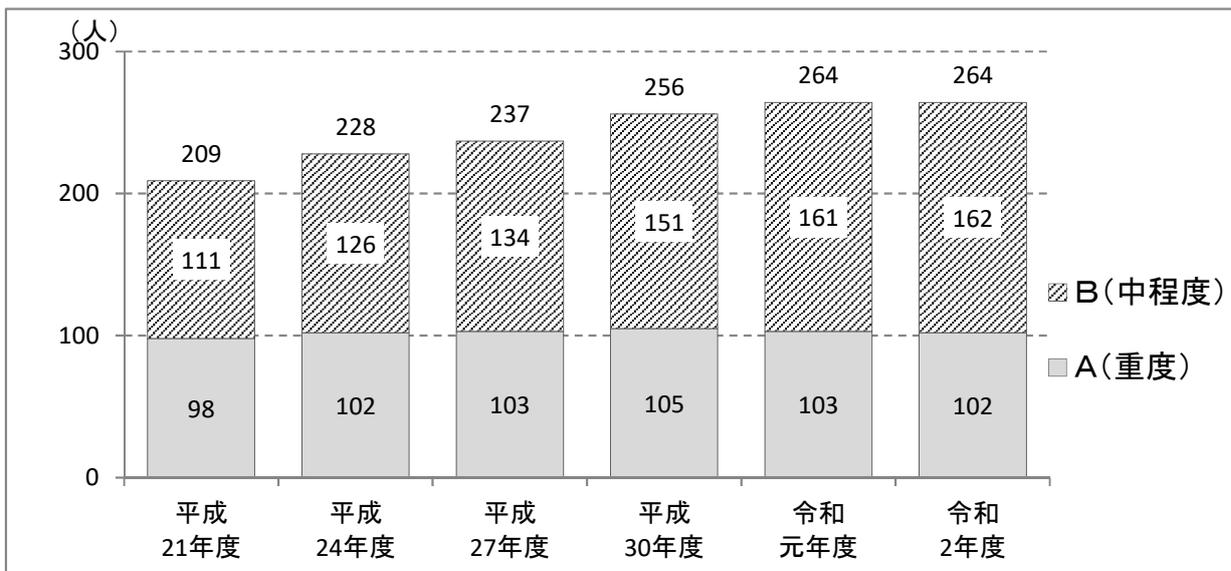
【表：障害程度別療育手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
A(重度)	98 (47%)	102 (45%)	103 (43%)	105 (41%)	103 (39%)	102 (39%)
B(中程度)	111 (53%)	126 (55%)	134 (57%)	151 (59%)	161 (61%)	162 (61%)
合計	209	228	237	256	264	264

※各年度3月末日現在(令和2年度は9月末日現在)

【図：障害程度別療育手帳所持者数の推移】



② 年齢別の状況

年齢別では比率の大きな変化はなく、18歳以上の所持者数が79%を占めています。

【表：年齢別療育手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
18歳未満	45 (22%)	61 (27%)	47 (20%)	49 (19%)	51 (19%)	55 (21%)
18歳以上	164 (78%)	167 (73%)	190 (80%)	207 (81%)	213 (81%)	209 (79%)
合計	209	228	237	256	264	264

※各年度3月末日現在(令和2年度は9月末日現在)

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

① 障害程度別の状況

甲州市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年9月末現在で291人です。

手帳所持者数は年々増加傾向にあり、全体に対する構成割合も平成21年度から大きく変化しています。1級の所持者数が減少しているのに対し、2・3級が増加しており、2級の所持者は全体の大半の72%を占めています。

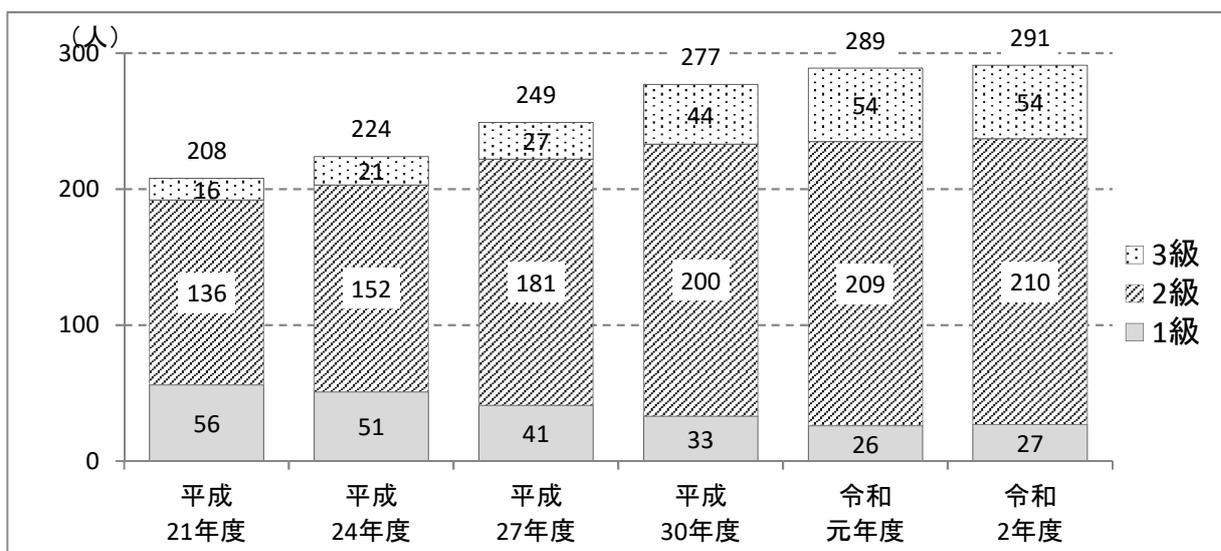
【表：等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1級	56 (27%)	51 (23%)	41 (16%)	33 (12%)	26 (9%)	27 (9%)
2級	136 (65%)	152 (68%)	181 (73%)	200 (72%)	209 (72%)	210 (72%)
3級	16 (8%)	21 (9%)	27 (11%)	44 (16%)	54 (19%)	54 (19%)
合計	208	224	249	277	289	291

※各年度3月末日現在(令和2年度は9月末日現在)

【図：等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



② 年齢別の状況

年齢別では近年、18歳未満の所持者数が増加傾向にあります。

【表：年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
18歳未満	2 (1%)	0 (0%)	3 (1%)	4 (1%)	7 (2%)	9 (3%)
18歳以上	206 (99%)	224 (100%)	246 (99%)	273 (99%)	282 (98%)	282 (97%)
合計	208	224	249	277	289	291

※各年度3月末日現在(令和2年度は9月末日現在)

Ⅲ 基本的な考え方

1 基本理念

障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州

障害者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

このような社会の実現に向け、地域社会全体で障害のある方を支え、障害者が自らの能力を最大限発揮することで自身も地域社会に貢献し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本計画の理念を「障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州」と定め、様々な施策を展開していきます。

2 基本原則

障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉えたうえで、本計画の理念の実現に向け、次に掲げる基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための障害者施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1) 地域社会における共生等

- ①全ての障害者は、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保できること。
- ②全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ③全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(2) 差別の禁止

- ①障害者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為が禁止されなければならないこと。
- ②障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供が確保されなければならないこと。
- ③女性の障害者や障害を持つ子ども（障害児）は、障害に加えて、更に複合的な困難な状況に置かれている場合があることを踏まえ、支援を行うこと。

(3) 当事者本位の総合的な支援

- ①障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること。
- ②障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、各分野が必要な連携を行うこと。
- ③障害者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うこと。

3 各分野に共通する横断的視点

(1) 自ら選び、決める視点（障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援）

障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の検討及び評価にあたっては、障害者が意思決定過程に参画し、障害者の視点を施策に反映させるよう努めます。また、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 地域全体で取り組む視点（社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上）

障害者の地域社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害者の活動を制限し地域社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、市民の理解のもと、地域社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。あわせてICTを始めとする新たな技術の利活用についても検討を行い、可能なものについては積極的に導入を推進します。

(3) ひとりの市民としての視点（障害特性等に配慮したきめ細かい支援）

障害者施策は、性別、年齢、障害特性、障害の状態や生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性や、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて策定及び実施します。

4 PDCA サイクルを通じた実効性のある取組の推進

第2次総合計画では施策を10分野103項目とし、それぞれの分野において対象期間に甲州市が講ずる施策の基本的な方向を示しました。第3次総合計画では、PDCA サイクルに基づき第2次総合計画の施策を検証したうえで、継続すべき施策は引き継ぎつつ、国が第4次障害者基本計画に掲げる新たな施策も踏まえ、次のとおり10分野124項目とし、推進します。

Check (評価)

【 第2次総合計画 】

【 第3次総合計画 】

分野		項目数
生活支援	相談支援体制の構築	9
	在宅サービス等の充実	5
	障害児支援の充実	5
	サービスの質の向上	4
	その他	5
	小計	28
保健・医療		12
教育・文化・スポーツ		9
雇用・就業・経済的自立の支援		11
生活環境		11
情報アクセシビリティ		7
安全・安心		9
差別の解消及び権利擁護の推進		6
行政サービス等における配慮		6
国際協力		1
計		103

分野	項目数	項目数				
		抹消 廃止	継 続	一部 改正	新 規	計
自立した生活の支援・意思決定支援の推進	相談支援体制の構築及び意思決定の推進	1	6	2	2	10
	地域移行支援、在宅サービス等の充実		2	3	1	6
	障害のある子供に対する支援の充実		2	3	0	5
	障害福祉サービスの質の向上等	1	3	0	0	3
	その他	1	1	3	0	4
	小計	3	15	10	3	28
保健・医療の推進		0	4	8	3	15
教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興		0	4	5	10	19
雇用・就業、経済的自立の支援		2	5	4	2	11
安全・安心な生活環境の整備		0	6	5	0	11
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実		0	2	5	1	8
防災、防犯等の推進		0	6	3	3	12
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止		1	3	2	5	10
行政等における配慮の充実		0	3	3	2	8
国際社会での協力・連携の推進		0	1	0	1	2
計		6	49	45	30	124

5 計画の施策体系

国の第4次障害者基本計画との整合性を図り、10の分野別施策ごとに基本的方向性と今後の取組を定めます。



IV 各分野における障害者施策の基本的な方向

1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【基本的考え方】

障害の有無にかかわらず、市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とし、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するとともに、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取り組みを進めます。

(1) 相談支援体制の構築及び意思決定支援の推進

項目	施策の概要	担当課
1-(1)-1 【一部改正】	地域において、様々な障害種別に対応し、障害以外の分野とも連携を図ることのできる総合的な相談支援を提供する体制整備を進めていきます。	福祉課
1-(1)-2 【継続】	障害者が自らの決定に基づき、障害福祉サービス等を利用するために、障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたセルフプラン（障害者自身が立てるサービス等利用計画）が作成できるように支援します。	福祉課
1-(1)-3 【継続】	甲州市障害者自立支援協議会の委員に、障害者、また、その家族を選任するよう配慮し、障害者である委員に対する障害特性に応じた適切な情報保障（障害等により情報の取得が困難な者に対して、代替手段を用いて情報を提供すること）等を確保します。	福祉課
1-(1)-4 【継続】	甲州市障害者自立支援協議会において、関係機関の連携や地域の実情に応じた体制整備についての協議を行い、障害者等への支援体制の整備を促進します。	福祉課
1-(1)-5 【継続】	知的障害又は精神障害（発達障害を含む）により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、後見等の業務を適正に行えるよう、成年後見制度法人後見支援事業を実施します。	福祉課
1-(1)-6 【継続】	甲州市障害者虐待防止センターを設置し、障害者及びその養護者に対して相談等の支援を行います。	福祉課
1-(1)-7 【継続】	身体障害・知的障害・精神障害の3障害の障害者相談員を設置します。	福祉課
1-(1)-8 【一部改正】	障害者の自主的な活動を支援するために、自発的活動支援事業を実施します。	福祉課

項目	施策の概要	担当課
1-(1)-9 【新規】	地域生活支援事業における甲州市障害者等社会参加支援事業において、新設された意思決定支援のサービスを提供し、意思決定が必要な場面における支援の充実を図ります。	福祉課
1-(1)-10 【新規】	地域において、様々な障害種別に対応し、障害以外の分野とも連携を図ることのできる総合的な相談支援を提供する体制整備の中で、女性相談や家庭相談の分野と密接に連携し、相談機能の充実を図っていきます。	福祉課

(2) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

項目	施策の概要	担当課
1-(2)-1 【一部改正】	個々の障害者のニーズ及び実態に応じて支援が行えるよう、市が定めた基準に基づき、適切にサービスを支給します。	福祉課
1-(2)-2 【一部改正】	障害者の身体機能又は生活能力の向上を目的とした自立訓練（機能訓練及び生活訓練）の提供を図るとともに、利用者が身近な事業所において必要な訓練を受けられるよう支援します。	福祉課
1-(2)-3 【継続】	甲州市の地域としての特長や利用者の状況に応じて、移動支援、地域活動支援センター等の事業（創作的活動、生産活動を行い、日常生活に必要な支援を行う事業）に取り組めます。	福祉課
1-(2)-4 【一部改正】	障害者の高齢化に対応するため、高齢者施策との連携を図りながら、適切な支援の在り方を検討していきます。また、障害者の一人暮らしを支援するサービスによる、障害者の地域生活への移行を推進します。	介護支援課 ・ 福祉課
1-(2)-5 【継続】	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。	福祉課
1-(2)-6 【新規】	精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場及び地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。	福祉課

(3) 障害のある子供に対する支援の充実

項目	施策の概要	担当課
1-(3)-1 【継続】	身近な地域において、障害児やその家族が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付、その他の支援を可能な限り講ずるとともに、保育・教育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行います。	子育て支援課
1-(3)-2 【一部改正】	障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所での受入れを促進します。	子育て支援課
1-(3)-3 【継続】	障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。	健康増進課 ・ 教育総務課 ・ 福祉課
1-(3)-4 【一部改正】	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。さらに、医療的ケアが必要な障害児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。	福祉課
1-(3)-5 【一部改正】	障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児者について、専門的な支援の体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。	福祉課

(4) 障害福祉サービスの質の向上等

項目	施策の概要	担当課
1-(4)-1 【継続】	障害者の自己決定を尊重する観点から、セルフプランを推進する等、障害福祉サービスその他の制度の利用に当たり、本人に理解が可能な情報の提供などの意思決定の支援に努めます。	福祉課
1-(4)-2 【継続】	長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等が、適切に障害福祉サービス等を利用できるよう、障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえた支給決定を行います。	福祉課

項目	施策の概要	担当課
1-(4)-3 【継続】	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たって、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施できるように努めます。	福祉課

(5) 障害福祉を支える人材の育成・確保

項目	施策の概要	担当課
1-(5)-1 【一部改正】	障害者施策において、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職の確保に努め、その専門性や知見の有効な活用を図るとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、技師装具士、言語聴覚士、公認心理師等のリハビリテーション等に従事する者との連携に努めます。	福祉課

(6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器及び身体障害者補助犬の普及促進

項目	施策の概要	担当課
1-(6)-1 【一部改正】	補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付を行うとともに、時代に応じた福祉用具等に関する情報提供を行います。	福祉課
1-(6)-2 【継続】	福祉用具の相談等に従事する職員は、積極的に研修に参加し、福祉用具について適切な情報提供が行えるように努めます。	福祉課
1-(6)-3 【一部改正】	身体障害者補助犬に対する周囲の理解が進むよう、広報を行うと共に、身体障害者が身体障害者補助犬を使用しやすい環境の整備に努めます。	福祉課

2 保健・医療の推進

【基本的考え方】

障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けることができるよう、環境の整備に取り組みます。

(1) 保健・医療の充実等

項目	施策の概要	担当課
2-(1)-1 【一部改正】	障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図ります。また、障害の重度化・重複化の予防及びその対応に努めます。	健康増進課 ・ 福祉課

項目	施策の概要	担当課
2-(1)-2 【一部改正】	障害者総合支援法に基づき、障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費（自立支援医療費）の助成を行います。	福祉課
2-(1)-3 【一部改正】	骨、関節等の機能及び感覚器機能の障害や、高次脳機能障害等の医学的リハビリテーションによる機能の維持回復が期待される障害について、適切な評価及び病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保が図れるよう相談支援を行うとともに、関係機関との連携に努めます。	健康増進課 ・ 福祉課
2-(1)-4 【継 続】	障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と適切な医療が受けられるよう関係機関との連携に努めます。	健康増進課 ・ 福祉課
2-(1)-5 【一部改正】	定期的な歯科検診や歯科医療を受けることが困難な障害者に対し、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めます。	健康増進課
2-(1)-6 【新 規】	幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要なことから、社会との接点が希薄になり、社会生活を行う上での自立が阻害されている児童等に対して、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立促進を図る取組を行います。	福祉課

(2) 精神保健・医療の適切な提供等

項目	施策の概要	担当課
2-(2)-1 【一部改正】	学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、市民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の予防と早期発見に努め、適切な支援につなげます。	福祉課
2-(2)-2 【継 続】	精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図るため、精神障害者に対する当事者やその家族による相談活動（ピア・サポート）を推進します。	福祉課
2-(2)-3 【新 規】	精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。（再掲 1-(2)-6）	福祉課

項目	施策の概要	担当課
2-(2)-4 【新規】	精神障害者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、社会的活動の拠点、在宅医療の充実や地域住民の理解の促進を図るとともに、働くことを含めた、精神障害者の退院後の支援に係る取組を行います。	福祉課

(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保

項目	施策の概要	担当課
2-(3)-1 【一部改正】	健康相談等を行う職員の資質の向上を図るとともに、障害者にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療及び福祉事業従事者間の連携を図ります。	健康増進課 ・ 福祉課

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

項目	施策の概要	担当課
2-(4)-1 【継続】	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮し、その特性に対しての理解と協力の促進を図ります。	福祉課

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

項目	施策の概要	担当課
2-(5)-1 【一部改正】	妊産婦健康診査、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施並びに周産期医療、小児医療との連携を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見・治療を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療及び福祉の専門職との連携を図ります。	健康増進課 ・ 福祉課
2-(5)-2 【一部改正】	生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯及び口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査及び保健指導の実施等に取り組みます。	健康増進課
2-(5)-3 【継続】	疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療に関する情報提供を行い、市の保健サービス等の提供のために、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所等との連携を促進します。	健康増進課

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興

【基本的考え方】

障害のある児童生徒が、可能な限り障害のない児童生徒と共に教育を受けることのできる環境の整備に取り組みます。さらに、障害者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会を得る中で、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、市民の障害への理解と認識を深め、共生社会の実現を目指します。

(1) インクルーシブ教育システムの推進

項目	施策の概要	担当課
3-(1)-1 【継続】	障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、市と学校また本人と保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供するよう努めます。	教育総務課 ・ 福祉課
3-(1)-2 【継続】	合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。	教育総務課 ・ 福祉課
3-(1)-3 【一部改正】	早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談及び就学相談を推進します。	健康増進課 ・ 教育総務課 ・ 福祉課
3-(1)-4 【一部改正】	障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有し、活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定及び活用を行います。	健康増進課 ・ 教育総務課 ・ 福祉課
3-(1)-5 【新規】	障害のある児童生徒が関わるいじめの防止や早期発見等のための適切な措置を講ずるとともに、学校の教育活動全体を通じ、障害に対する理解や交流及び共同学習の一層の推進を図ります。	教育総務課
3-(1)-6 【新規】	障害のある児童生徒の就学先決定に当たっては、十分な情報提供のもと意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成が図られるよう努めます。	教育総務課 ・ 福祉課

項目	施策の概要	担当課
3-(1)-7 【新規】	校長のリーダーシップの下、学校が組織として障害のある児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家及び特別支援教育支援員の活用を図ります。	教育総務課
3-(1)-8 【新規】	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小・中学校における通級による指導を担当する教師に係る定数が基礎定数化されたことを踏まえ、通級による指導の普及に努めます。	教育総務課

(2) 教育環境の整備

項目	施策の概要	担当課
3-(2)-1 【一部改正】	障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズ及び個々の特性に応じた教材の提供や、ICTを含めた支援機器等の積極的な活用を促進します。	教育総務課
3-(2)-2 【継続】	災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。	教育総務課
3-(2)-3 【新規】	幼稚園、小・中学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の支援における特別支援教育支援員の役割の重要性に鑑み、市における特別支援教育支援員の配置の促進を図ります。	教育総務課
3-(2)-4 【新規】	障害のある幼児児童生徒の学校教育活動に伴う移動に係る支援について、教育と福祉部局との連携により、支援の充実に努めます。	教育総務課 ・ 福祉課

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

項目	施策の概要	担当課
3-(3)-1 【新規】	公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備を促進します。	生涯学習課
3-(3)-2 【新規】	障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供します。	生涯学習課

(4) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

項目	施策の概要	担当課
3-(4)-1 【継続】	障害の有無にかかわらず、文化芸術活動及びスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。特に、障害者の芸術活動に対する支援や、障害者の芸術作品の展示等を推進するための仕組みを検討します。	生涯学習課 ・ 福祉課
3-(4)-2 【一部改正】	市主催の文化芸術活動の公演、展示等において、障害者のニーズを踏まえつつ、ユニバーサルデザインの理念に立った工夫や配慮が提供されるよう努めます。	生涯学習課
3-(4)-3 【新規】	レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、各種プログラムを提供するなど、参画する機会を増やし、障害者等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。	福祉課

(5) スポーツに親しめる環境の整備、競技スポーツに係る取組の推進

項目	施策の概要	担当課
3-(5)-1 【一部改正】	国、県、民間団体等が行う障害者のスポーツ大会への参加を支援します。	福祉課
3-(5)-2 【新規】	スポーツ施設において、バリアフリー・ユニバーサルデザインにより、障害者の観戦のしやすさの向上を目指します。	生涯学習課

4 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的考え方】

働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保します。

(1) 障害者雇用の促進

項目	施策の概要	担当課
4-(1)-1 【一部改正】	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図ります。また、精神障害者の雇用が義務化されたことも踏まえ、精神障害者の雇用についても推進します。	総務課
4-(1)-2 【継続】	使用者による障害者虐待の防止を図るため、市に相談や通報があった場合には、速やかに県労働局と連携し、個別の相談等への丁寧な対応を行います。	福祉課

(2) 総合的な就労支援

項目	施策の概要	担当課
4-(2)-1 【継続】	福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関との密接な連携を図ります。	福祉課
4-(2)-2 【一部改正】	就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。	福祉課
4-(2)-3 【新規】	就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障害者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。	福祉課

(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

項目	施策の概要	担当課
4-(3)-1 【継続】	障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品及びサービスの優先購入（調達）を推進します。	福祉課
4-(3)-2 【継続】	農業法人等の農業関係者や福祉関係者等に対する情報提供をし、農業分野での障害者就労を推進します。	農林振興課 ・ 福祉課
4-(3)-3 【新規】	農業に取り組む障害者就労施設や企業等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて、農業分野での障害者の就労支援を推進します。	農林振興課 ・ 福祉課

(4) 経済的自立の支援

項目	施策の概要	担当課
4-(4)-1 【一部改正】	年金や諸手当、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無料化など、各種支援制度の受給資格を有する障害者が、制度の不知又は理解が十分でないことにより、支援等を受けないことのないよう、制度の周知に取り組みます。	戸籍住民課 ・ 福祉課
4-(4)-2 【一部改正】	障害者による市が所有し、及び管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する減免等の措置を講ずるように努めます。	観光商工課

5 安全・安心な生活環境の整備

【基本的考え方】

障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、社会的障壁の除去及びアクセシビリティの向上を目指し、障害者に配慮したまちづくりを総合的に推進します。

(1) 住宅の確保

項目	施策の概要	担当課
5-(1)-1 【継続】	市営住宅のバリアフリー化に努めるとともに、福祉部局と住宅部局が連携し、障害者の市営住宅入居が円滑に行われるように努めます。	建設課
5-(1)-2 【継続】	住居入居等支援事業により、賃貸人及び障害者双方に対する情報提供等の支援や必要な相談を行い、住宅の確保に努めます。	福祉課
5-(1)-3 【一部改正】	住宅のバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。	福祉課
5-(1)-4 【一部改正】	障害者が日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームについて、情報提供等の支援を行うとともに、その利用の促進を図ります。	福祉課

(2) 移動しやすい環境の整備等

項目	施策の概要	担当課
5-(2)-1 【一部改正】	障害者に対し個別的な輸送を提供するスペシャル・トランスポート・サービス（STS）として移動支援事業を実施します。	福祉課

(3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

項目	施策の概要	担当課
5-(3)-1 【一部改正】	バリアフリー法に基づき、公共施設、公共的施設、民間施設等の整備基準に適合するよう指導し、建築物等の福祉環境整備を推進します。	都市整備課
5-(3)-2 【一部改正】	窓口業務を行う市の施設については、引き続き、バリアフリー化した整備を推進します。	管財課

項目	施策の概要	担当課
5-(3)-3 【継続】	都市公園の整備に当たっては、安全で安心できる利用のため、バリアフリー法に基づき、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めます。	都市整備課

(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

項目	施策の概要	担当課
5-(4)-1 【継続】	都市計画マスタープランに基づき、福祉施設、医療施設、生活拠点等の適正かつ計画的な立地を推進し、バリアフリーに配慮した障害者が安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。	都市整備課
5-(4)-2 【継続】	主要な生活関連経路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、安全で快適な歩道の整備を図ります。	都市整備課
5-(4)-3 【継続】	サイン計画に基づき、車いす使用者、歩行困難者、視覚障害者等への配慮を行い、見やすく分かりやすい案内標識の整備を推進します。	都市整備課

6 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報アクセシビリティの向上を推進します。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援のサービス利用の促進や、支援機器の提供等の取り組みにより意思疎通支援の充実を図ります。

(1) 意思疎通支援の充実

項目	施策の概要	担当課
6-(1)-1 【一部改正】	障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向けの通訳、介助員等の派遣による支援を行うとともに、手話奉仕員の養成研修等の実施により、人材の育成及び確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。	福祉課
6-(1)-2 【一部改正】	情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対し、日常生活用具の給付及び利用の支援等を行います。	福祉課

項目	施策の概要	担当課
6-(1)-3 【一部改正】	意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号や、周囲に自己の障害への理解や支援求めることができるヘルプカード等の普及及び理解の促進を図ります。	福祉課

(2) 行政情報のアクセシビリティの向上

項目	施策の概要	担当課
6-(2)-1 【継続】	各部局において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みるとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を行います。	政策秘書課
6-(2)-2 【一部改正】	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、自主防災組織等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。	総務課
6-(2)-3 【継続】	ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。	総務課
6-(2)-4 【一部改正】	各部局において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行います。	政策秘書課 ・ 総務課
6-(2)-5 【新規】	各部局における行政情報の提供等に当たっては、ICTを始めとする新たな技術の利活用について検討、導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。	政策秘書課

7 防災、防犯等の推進

【基本的考え方】

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、（福祉避難スペースを含む）避難所の確保に努めます。また、障害者の防犯対策の推進や、消費者被害からの保護等を図ります。

(1) 防災対策の推進

項目	施策の概要	担当課
7-(1)-1 【継続】	障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を推進し、災害に強い地域づくりを推進します。	総務課

項目	施策の概要	担当課
7-(1)-2 【継続】	災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、自主防災組織等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。（再掲 6-(2)-2）	総務課
7-(1)-3 【継続】	災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制の整備を行います。	総務課
7-(1)-4 【一部改正】	避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を促進するとともに、避難所において障害者が障害特性に応じた支援（必要な物資を含む）と合理的配慮を得ることができるような体制の整備に努めます。	総務課
7-(1)-5 【一部改正】	災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう福祉避難所の協定による連携を図るとともに、地域内外の他の社会福祉施設、医療機関等との広域なネットワークの形成に取り組みます。	福祉課
7-(1)-6 【新規】	水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。	総務課
7-(1)-7 【新規】	障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進します。	福祉課
7-(1)-8 【新規】	平常時の防災体制や、災害発生後の避難所、応急仮設住宅等において、障害のある女性を含め、防災・復興の取組での女性への配慮を促すため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の内容を踏まえた情報提供を行います。	市民生活課

（2）防犯対策の推進

項目	施策の概要	担当課
7-(2)-1 【継続】	警察と地域の障害者団体及び福祉関係事業者等の連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。	福祉課

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

項目	施策の概要	担当課
7-(3)-1 【継続】	障害者団体、消費者団体、福祉関係事業者等地域の多様な主体の連携を促進し、障害者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組みます。	福祉課
7-(3)-2 【一部改正】	消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障害者に対する支援を行う者に対し研修に参加する機会を設け、障害者等に対する必要な情報提供を行うとともに、消費者教育を推進します。	福祉課
7-(3)-3 【継続】	被害を受けた障害者の被害回復に係る法制度の利用の促進を図るため、日本司法支援センター（法テラス）の利用についての支援を進めます。	福祉課

8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的考え方】

障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを幅広く推進します。また、障害者虐待防止法に基づく障害者の虐待防止等、障害者の権利擁護のための取り組みを着実に進めます。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

項目	施策の概要	担当課
8-(1)-1 【継続】	障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。	福祉課
8-(1)-2 【新規】	障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行います。	福祉課
8-(1)-3 【新規】	障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。その際、各施策分野の特性を踏まえつつ、当該施策分野における環境の整備に係る具体的な考え方等を指針等において具体化するなど、施策の円滑な実施に配慮します。	福祉課

項目	施策の概要	担当課
8-(1)-4 【新規】	地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、県とも連携しつつ、市における対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進に向けた取組を行うとともに、対応要領の策定状況、障害者差別解消支援地域協議会の組織状況等について把握を行い、取りまとめて公表します。	福祉課
8-(1)-5 【新規】	法令上、自署によることを求められている手続を除き、本人の意思確認を適切に実施できる場合に記名捺印や代筆による対応を認めることを促すなど、書類の記入が必要な手続におけるアクセシビリティの確保に向けた対応を検討します。	福祉課

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

項目	施策の概要	担当課
8-(2)-1 【一部改正】	障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止や養護者に対する相談等の支援に取り組めます。	福祉課
8-(2)-2 【一部改正】	障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、セルフプランの取組み等の意思決定支援を行うとともに、成年後見制度の適切な利用の促進を図ります。	福祉課
8-(2)-3 【継続】	障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談、紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。（再掲 8-(1)-1）	福祉課
8-(2)-4 【継続】	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。	福祉課
8-(2)-5 【新規】	知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。	福祉課

9 行政等における配慮の充実

【基本的考え方】

障害者とその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、市職員等における障害者への配慮の徹底を図るとともに、行政情報の提供等にあたってはICT等の利活用も検討し、アクセシビリティへの配慮に努めます。

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

項目	施策の概要	担当課
9-(1)-1 【一部改正】	市における事務事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うための必要な環境の整備を進めます。	福祉課
9-(1)-2 【継続】	市の職員等に対し、障害者に関する理解を促進するために必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。	福祉課
9-(1)-3 【一部改正】	各部局における行政情報の提供等に当たっては、ICTを始めとする新たな技術の利活用について検討、導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。(再掲 6-(2)-5)	政策秘書課
9-(1)-4 【新規】	各部局において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行います。(再掲 6-(2)-4)	政策秘書課 ・ 総務課
9-(1)-5 【新規】	各部局において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を行います。(再掲 6-(2)-1)	政策秘書課

(2) 選挙等における配慮等

項目	施策の概要	担当課
9-(2)-1 【継続】	ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。	総務課
9-(2)-2 【一部改正】	移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。	総務課

項目	施策の概要	担当課
9-(2)-3 【継続】	指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。	総務課

10 国際社会での協力・連携の推進

【基本的考え方】

文化芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障害者の国際交流の支援に努めます。また、SDGsの達成に向けた支援などに取り組みます。

(1) 障害者の国際交流等の推進

項目	施策の概要	担当課
10-(1)-1 【継続】	文化芸術活動、スポーツ等の分野における障害者の国際的な交流を支援します。	福祉課

(2) 国際的枠組みと連携の推進

項目	施策の概要	担当課
10-(2)-1 【新規】	SDGsの達成のため、障害者を含めた「誰一人取り残さない」取組を目指します。	福祉課

V 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

【第6期障害福祉計画・基本理念】

1 法令の根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定に基づき策定します。

2 基本的な理念

「障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州」と定めます。

3 第6期甲州市障害福祉計画

「第6期甲州市障害福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害者総合支援法の「すべての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号、最終改正：令和2年厚生労働省告示第213号）（以下「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度における障害福祉サービスに関する成果目標を設定し、各年度のサービスの量を活動指標として見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

4 本計画の位置づけ

本計画は、国及び山梨県の計画と整合性を図りながら、甲州市第2次障害者総合計画の一部を構成する障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。

5 本計画の期間

市町村障害福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としています。

6 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する「甲州市障害者自立支援協議会」（以下「協議会」という。甲州市附属期間の設置に関する条例第2条）において、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとしします。

7 本計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法第88条の2第1項の規定に基づき、活動指標その他の体制整備に関する事項を定期的に調査及び分析を行い、協議会において、検討及び評価を行います。その結果、成果目標の達成のため、本計画の改善が必要である場合には、計画の期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

【第2期障害児福祉計画・基本理念】

1 法令の根拠

児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき策定します。

2 基本的な理念

「障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州」と定めます。

3 第2期甲州市障害児福祉計画の趣旨及び目的

「第2期甲州市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害児の健やかな育成のための発達支援を目的とし、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進し、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号、最終改正：令和2年厚生労働省告示第213号）（以下「基本指針」という。）に即し、子ども・子育て支援法第2条第2項の「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との規定を踏まえ、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育及び就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を身近な場所で提供する体制を構築するための取組を定めるものです。

4 本計画の位置づけ

本計画は、国及び山梨県の計画と整合性を図りながら、甲州市第2次障害者総合計画の一部を構成する児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。

5 本計画の期間

市町村障害福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としています。

6 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する「甲州市障害者自立支援協議会」（以下「協議会」という。甲州市附属期間の設置に関する条例第2条）において、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障害児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとします。

7 本計画の達成状況の点検及び評価

児童福祉法第33条の21第1項の規定に基づき、活動指標その他の体制整備に関する事項を定期的に調査及び分析を行い、協議会において、検討及び評価を行います。その結果、成果目標の達成のため、本計画の改善が必要である場合には、計画の期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 地域移行者数

令和5年度末における地域生活に移行する者が、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へと移行することを基本として、これまでの実績等を勘案し、成果目標を設定することとします。(※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設は除いて設定することとします。)

15年間の実績

期	期間	目標数	退所者数	達成率	備考
第1期	H17~H20	8	2	25%	
第2期	H21~H23	10	6	60%	
第3期	H24~H26	8	2	25%	
第4期	H27~H29	8	2	25%	
第5期	H30~R2	5	0	0%	

(2) 入所者削減数

令和元年度末の施設入所者数を令和5年度末時点の施設入所者から、1.6%以上削減することを基本とします。(※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設は除いて設定することとします。)

15年間の実績

期	期間	目標数	入所者数	達成率	備考
第1期	H17~H20	37	41	90.2%	
第2期	H21~H23	37	40	92.5%	
第3期	H24~H26	36	38	94.7%	
第4期	H27~H29	32	31	103.2%	
第5期	H30~R2	31	33	93.9%	

成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	33人	令和元年度末の施設入所者数(A)
令和5年度末時点の入所者数(B)	32人	令和5年度末の施設入所者数(B)
【目標値】 地域生活移行者数(C)	2人 (6%)	・施設入所からGH,一般住宅棟へ移行した者の数(C) ・地域移行の割合(C/A×100)【国目標:6%以上】
【目標値】 入所者数削減見込(A-C)	1人 (3%)	・入所者数削減見込(D=A-B) ・削減割合(D/A×100)【国目標:1.6%以上】

2 地域生活支援拠点数

障害者が住み慣れた地域の暮らしの安心感を得て、施設から退所し、病院から退院し、あるいは親元から独立して生活するために、ひとり暮らしやグループホームでの生活の体験の機会を提供し、緊急時の受入対応体制が確保され、人材の確保、養成、連携等を通じた支援者の専門性を維持し、深化させるために、既存の障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等が必要な機能を分担して、地域生活支援の機能を強化する体制を構築していきます。（これを「面的な体制整備」と言います。）そのため、峡東圏域を1つの単位として、整備に必要な協議を関係機関と共に実施しています。

成果目標

【目標値】 令和5年度	〔内訳〕				備考
	県	市	圏域	(箇所) その他	
1			1		峡東圏域として、1つの「面的な体制」を整備します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

- (1) 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上の利用者が令和5年度中に一般就労に移行するよう、成果目標を設定することとします。
- (2) 就労移行支援を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.30倍以上となるよう、成果目標を設定することとします。
- (3) 就労継続支援A型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.26倍以上とするよう、成果目標を設定することとします。
- (4) 就労継続支援B型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.23倍以上とするよう、成果目標を設定することとします。

15年間の実績

期	期間	目標数	一般就労移行者数	達成率	備考
第1期	H17~H20	3	4	133%	1年度あたり1人の就労が目標です。
第2期	H21~H23	12	11	92%	1年度あたり4人の就労が目標です。
第3期	H24~H26	12	10	83%	1年度あたり4人の就労が目標です。
第4期	H27~H29	12	9	75%	1年度あたり4人の就労が目標です。
第5期	H30~R1	24	16	66%	1年度あたり8人の就労が目標です。

成果目標

項目	数値	考え方
(1) 就労移行支援事業等	7人	令和元年度中の就労移行者の1.27倍
(2) 就労移行支援事業	3人	令和元年度中の同事業の就労移行者の1.30倍
(3) 就労継続支援A型事業	2人	令和元年度中の同事業の就労移行者の1.26倍
(4) 就労継続支援B型事業	2人	令和元年度中の同事業の就労移行者の1.23倍

4 就労定着支援事業の利用者数

- (1) 令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用するよう、成果目標を設定します。
- (2) 令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上となるよう、成果目標を設定します。

成果目標

項目	数値	考え方
(1) 就労定着支援利用者	7人	一般就労へ移行する者10人のうち、7割が利用
(2) 就労定着支援事業所	1箇所	市内就労定着支援事業所1箇所のうち、1箇所

5 相談支援体制の充実・強化等

市において、障害のみならず、高齢者・子ども家庭等の分野を踏まえた総合的・専門的な相談支援を実施する体制を令和5年度末までに整備していきます。

成果目標

項目	数値	考え方
総合的・専門的な相談支援体制	1	市として、総合的・専門的な相談支援体制の構築

6 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

市において、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築していきます。

成果目標

項目	数値	考え方
(1) 障害福祉サービスの質の向上を図るための研修参加を促す取組	1	令和5年度末までに地域生活支援拠点等で実施する研修を広報すると共に、従事者が積極的に研修に参加できるような取組を行います
(2) 国保連の審査エラー内容の分析結果等を活用した取組	1	令和5年度末までに国保連の審査エラー内容の分析結果等を活用し、事業所と共に検証する場を設置します。

成果目標（障害児）

1 障害児支援の提供体制の整備等（児童発達支援センター）の設置

圏域に現在ある児童発達支援センターの他にもう1箇所、児童発達支援センターの設置を目指します。

【目標値】 令和5年度	〔内訳〕 (箇所)				説明
	県	市	圏域	その他	
2			2		峡東圏域に、児童発達支援センターを2箇所整備します。

2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（維持）

圏域その他の事業所からの保育所等訪問支援を利用できる体制を維持していきます。

【目標値】(体制) 令和5年度	〔内訳〕 (箇所)				説明
	県	市	圏域	その他	
1			1		保育所等訪問支援を利用できる体制を維持していきます。

3 重症心身障害児を支援する事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年までに、指定を受けた重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に1箇所ずつ確保します。

サービス	【目標値】 令和5年度	〔内訳〕 (箇所)				説明
		県	市	圏域	その他	
児童発達支援	1			1		令和5年度末までに圏域に1箇所ずつ確保します。
放課後等デイサービス	1			1		

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（維持）

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、圏域に設置された保健、医療、障害福祉、保育及び教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を維持していきます。そのために、市の保健師が医療的ケア児支援のコーディネーターの研修を計画的に受講するよう努めます。

【目標値】 令和5年度	〔内訳〕 (箇所)				説明
	県	市	圏域	その他	
1			1		峡東圏域全体で設置した協議の場を維持していきます。

活動指標

1 訪問系サービス

(実績)〔居宅介護・重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援〕

	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
計画	時間	474	633	736	745	774	802	1,605
実績	時間	366	655	717	719	796	1,146	1,100
達成率	%	77.2	103.5	97.4	96.5	102.8	142.9	68.5

	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計画	時間	1,605	1,678	1,519	1,598	1,686	1,936	2,055	2,083
実績	時間	1,387	1,416	1,517	1,817	1,531	1,786	1,382	1,477
	人	41	46	47	44	44	46	50	43
達成率	%	77.2	103.5	97.4	113.7	90.8	92.3	67.3	70.9

※令和2年度は見込数

サービス毎の内訳

種類		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	実績	時間	260	545	456
		人	22	23	18
重度訪問介護		時間	980	456	720
		人	7	11	10
同行援護		時間	320	193	98
		人	8	7	7
行動援護		時間	226	188	202
		人	9	9	8
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	
	人	0	0	0	

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	計画	時間	1,560	1,590	1,610
		人	51	51	52

(内訳)

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	計画	時間	540	540	540
		人	25	25	25
重度訪問介護		時間	620	620	620
		人	10	10	10
同行援護		時間	150	180	180
		人	6	6	6
行動援護		時間	250	250	270
		人	10	10	11
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	
	人	0	0	0	

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

- (1) 行動障害についての技術的な支援・情報提供を、福祉あんしん相談センターで行います。
- (2) 利用者及び事業者双方に、適切に訪問系サービスが利用できるよう、必要な相談及び助言を行います。

▶求められる職員像（居宅介護・重度訪問介護）

- (1) 家族システムや本人のライフヒストリー等の背景を理解できる。
- (2) 本人の障害の特性に配慮することができる。

▶求められる職員像（行動援護・同行援護）

- (1) 安全を第1に行動の支援ができる。
- (2) 本人の障害の特性に配慮することができる。

2 日中活動系サービス

支給決定者数(実数)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	169	169	166

※令和2年度は見込数

(実績)

種類		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
生活介護	計画	人日	453	675	809	935	1,454	1,974	1,210	
	実績		154	184	416	611	784	876	1,306	
	達成率	%	34.0	27.3	51.4	65.4	53.9	44.4	107.9	
自立訓練	機能訓練	計画	人日	0	1	1	31	42	54	15
		実績	0	7	20	46	25	8	0	
		達成率	%	0.00	700	2000	148.4	59.52	14.81	0
	生活訓練	計画	人日	0	1	1	31	42	54	70
		実績		0	7	20	83	82	70	16
		達成率	%	0.00	700	2000	267.7	195.2	129.6	22.9

種類		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
就労移行支援	計画	人日	37	91	102	161	235	311	301	
	実績		0	18	87	167	179	221	199	
	達成率	%	0.0	19.8	85.3	103.7	76.2	71.1	66.1	
就労継続支援	A型	計画	人日	0	3	19	34	69	104	120
		実績		0	0	0	4	61	74	180
		達成率	%	0.0	0.0	0.0	11.8	88.4	71.2	150.0
	B型	計画	人日	0	36	74	292	319	346	669
		実績		0	0	265	83	547	535	751
		達成率	%	0.0	0.0	358.1	28.4	171.5	154.6	112.3
療養介護	計画	人日	0	3	3	3	3	3	152	
	実績		0	0	0	0	0	0	150	
	達成率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	98.7	
短期入所	計画	人日	35	41	47	48	49	50	72	
	実績		51	31	29	50	46	58	84	
	達成率	%	145.7	75.6	61.7	104.2	93.9	116.0	116.7	

(実績)

種類		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
生活介護	計画	人日	1,232	1,276	1,314	1,361	1,410	1,280	1,299	1,318	
	実績		1,286	1,372	1,336	1,242	1,356	1,374	1,458	1,427	
		人	65	68	66	64	69	70	67	70	
	達成率	%	104.4	107.5	101.7	91.3	96.2	107	123	108.3	
自立訓練	機能訓練	計画	人日	35	35	23	23	23	23	23	23
		実績		0	0	0	0	0	11	22	17
			人	0	0	0	0	0	1	1	1
	生活訓練	計画	人日	88	88	23	23	23	46	46	46
		実績		0	35	45	33	23	50	65	63
			人	0	2	2	2	2	3	3	3
達成率	%	0.0	39.8	196.7	143.5	100	109	141.3	137		
就労移行支援	計画	人日	321	401	315	393	491	230	264	298	
	実績		103	172	83	159	153	128	139	139	
		人	6	9	7	14	9	8	8	7	
	達成率	%	32.1	42.9	26.4	40.5	31.2	55.7	52.7	46.6	
就労定着支援	計画	人						4	6	8	
	実績	人						4	5	6	
	達成率	%						100	83.3	75	

種類			単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
就労継続支援	A型	計画	人日	140	160	183	209	239	273	291	309
		実績		177	227	195	221	258	403	333	292
			人	11	12	11	13	14	22	18	16
		達成率	%	126.4	141.9	106.6	105.7	108	148	114.4	94.5
	B型	計画	人日	703	773	865	951	1,046	940	956	972
		実績		835	1,007	1,102	1,056	897	828	924	898
			人	50	57	61	59	54	54	56	57
		達成率	%	118.8	130.3	127.4	111.0	85.8	88.1	96.7	92.4
療養介護	計画	人日	152	152	150	150	150	124	124	124	
	実績		150	152	121	121	121	121	93	92	
		人	5	6	4	4	4	4	3	3	
	達成率	%	98.7	100	80.7	80.7	80.7	97.6	75	74.2	
短期入所福祉型	計画	人日	72	72	105	105	105	150	166	165	
	実績		88	150	120	111	109	120	125	129	
		人	11	14	19	16	19	17	9	15	
	達成率	%	122.2	208.3	114.3	105.7	103.8	80	75.3	78.2	
短期入所医療型	計画	人日						12	14	14	
	実績							0	0	0	
		人						0	0	0	
	達成率	%						0	0	0	

※令和2年度は見込数

活動指標

種類			単位	平成3年度	平成4年度	平成5年度
生活介護		計画	人日	1,560	1,590	1,610
			人	72	72	72
自立訓練	機能訓練		人日	23	23	23
			人	1	1	1
	生活訓練		人日	115	115	115
			人	5	5	5
就労移行支援			人日	160	160	180
			人	10	10	10
就労定着支援			人	6	8	8
就労継続支援	A型		人日	460	506	529
			人	20	22	23
	B型		人日	1,005	1,051	1,097
		人	61	63	65	

種類			単位	平成3年度	平成4年度	平成5年度
療養介護		計画	人	3	3	3
短期入所	福祉型		人日	110	120	130
			人	20	20	20
	医療型		人日	0	0	0
			人	0	0	0

▶求められる職員像

生活介護・短期入所	言葉でないコミュニケーションが出来、意思決定支援に取り組み、利用者が安心して、安全に過ごすことができる環境を提供できる。
就労移行支援・就労定着支援	一般企業に対するアプローチや人脈の構築が出来、職業経験が豊富であり、適切なマネジメントが出来る。
就労継続支援(A型・B型)	職員と利用者のパートナーシップを結び、職員と利用者が協働出来る環境をつくる事が出来る。

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

種類		内容
生活介護		事業所のサービスの質の向上のための指導及び助言を行います。
療養介護		安定して利用が継続できるよう、必要な相談及び助言を行います。
自立訓練	機能訓練	障害の特性に応じ、在宅での生活が可能となる訓練が受けられるよう、必要な支給決定を行うとともに、訓練後の行き先について必要な相談及び助言を行います。
	生活訓練	
就労移行支援		迅速な支給決定、定着支援の支給決定等を行い、就労移行率を高めます。
就労定着支援		在職者の生活上の支援を行えるよう、事業所の新規開設を促し、必要な相談及び助言を行います。
就労継続支援	A型	事業者に対し必要な情報提供を行うと共に、障害特性や地域性へ配慮した事業の実施を指導します。
	B型	利用者の工賃が向上するよう、区域内の事業所における工賃の平均額について目標水準を設定します。
短期入所	福祉型	短期入所の送迎を移動支援で行う等、短期入所の利便性が向上するよう配慮します。
	医療型	緊急時等に利用が可能となるよう、必要な調整を行います。

3 居住系サービス

(実績)

種類		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
共同生活援助 共同生活介護	計画	人	17	19	28	28	28	28	26
	実績		15	16	21	15	21	19	23
	達成率	%	88.2	84.2	75.0	53.6	75.0	67.9	88.5

種類		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
施設入所支援	計画	人	40	40	40	41	38	37	42
	実績		42	46	43	43	43	42	43
	達成率	%	0.0	115.0	107.5	104.9	113.2	113.5	102.5

※平成23年度までは、旧入所サービス分を含む

種類		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
共同生活援助 共同生活介護	計画	人	29	33	27	31	35	25	24	25
	実績		23	20	22	21	22	24	25	25
	達成率	%	79.3	60.6	81.5	67.7	62.9	96.0	104.2	100
施設入所支援	計画	人	40	36	39	35	32	33	32	31
	実績		41	40	36	34	34	31	33	33
	達成率	%	102.5	111.1	92.3	97.1	106.3	93.9	103	106
自立生活援助	計画	人						1	2	2
	実績							1	1	1
	達成率	%						100	50	50

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画	人	1	1	1
共同生活援助			27	30	31
施設入所支援			35	32	32

▶求められる職員像

メンタルヘルスに考慮した精神的ケアが提供出来、利用者が安心し、安全に過ごすことができる環境を提供できる。

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

自立生活援助	相談支援や共同生活援助の運営を行う事業所が新たな事業所の開設を行えるよう、相談、助言及び指導を行います。
共同生活援助	本人が希望する地域での生活が可能となるよう、入居又は退居が円滑に出来るよう、相談支援を行います。
施設入所支援	施設の入所又は退所が円滑に出来るよう、必要な相談支援を行います。

4 相談支援

(実績)

種類		単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
計画相談支援 (サービス等利 用計画)	計画	人	27	31	40	93	153	150
	実績		2	3	4	4	124	141
	達成率	%	7.4	9.7	10.0	4.3	81.1	94.0

種類			単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
一般 相談 支援	地域移行 支援	計画	人			1	1	1	1
		実績				0	1	1	1
		達成率	%			0	100	100	100
	地域定着 支援	計画	人			1	1	3	1
		実績				0	3	3	0
		達成率	%			0	300	100	0

種類			単位	H28	H29	H30	R1	R2
計画相談支援 (サービス等利 用計画)	計画	人		150	150	155	157	160
	実績			152	154	154	161	162
	達成率	%		101.3	102.7	99.4	102.5	101.3
一般 相談 支援	地域移行 支援	計画	人	2	2	0	1	0
		実績		0	0	0	1	1
		達成率	%	0	0	0	100	—
	地域定着 支援	計画	人	4	4	4	4	5
		実績		3	3	4	5	4
		達成率	%	75	75	100	125	80

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年	令和4年	令和5年
計画相談支援	計画	人	35	37	38
地域移行支援			4	5	3
地域定着支援			4	4	4

※計画相談支援については、計数の方法を変更しています。(年間的人数から月毎の平均人数へ)

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

計画相談支援	事業所の新規開設を促すと共に、相談支援専門員に対し、必要な助言、調整等の支援を行います。
地域移行支援	医療機関、施設等との連携が円滑に行えるよう、必要な助言、調整等を行います。
地域定着支援	計画相談その他の障害福祉サービス、地域生活支援事業との連携が円滑に行えるよう、必要な助言、調整等の支援を行います。

5 ⑨ 地域生活支援拠点等に関する活動指標

地域生活支援拠点の機能の充実に向けた検証及び検討のための会議の年間の実施回数

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の機能の 検証及び検討の年間の実施回数	計画	回	3	3	3

▶実施に関する考え方及び見込量確保の方策

地域生活支援拠点における推進会議、定例会議を活用し、年3回以上の実施を目指します。

6 ⑧ 相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施すると共に、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成支援、連携強化の取組み

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施			実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	計画	件	┆	┆	┆
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		件	┆	┆	┆
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		件	┆	┆	┆

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害以外の分野とも連携できる取組みを行い、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制を構築すると共に、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行うと共に、人材育成の支援を行います。

7 ⑧ 障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	計画	人	┆	┆	┆
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制及び実施回数		有無	有	有	有
		件	┆	┆	┆

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

県が実施する障害者に関する研修に市職員が参加すると共に、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制を構築します。

8 ⑧ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1年間の開催回数		回	1	1	1	
関係者の人数		人	5	5	6	
内 訳	保健	人	1	1	1	
	医療	精神科	人	1	1	1
		精神科以外	人	0	0	0
	福祉	人	1	1	1	
	介護	人	1	1	1	
	当事者	人	0	0	1	
	家族	人	1	1	1	
目標の設定		項目	2	2	2	
評価の実施		回	2	2	2	

精神障害者における障害福祉サービス種別の利用に関する活動指標

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	2	2	2
共同生活援助	人	11	12	13
自立生活援助	人	1	1	1

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者自立支援協議会における実務担当者会議において協議の場を設置します。また、精神障害者がサービスを適切に利用することができるよう、周知を図っていきます。

9 障害児支援（児童福祉法分）

（実績）

種類	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
児童発達支援	計画	80	100	150	138	159	181	168	168	168	
	実績	人日		94	89	115	132	160	189	174	159
		人		9	8	13	11	12	13	14	14
	達成率	%	0	94	59	83	83	88	113	104	95
放課後等デイサービス	計画	60	150	300	48	60	96	364	364	364	
	実績	人日		3	218	293	336	419	423	465	549
		人		1	17	24	24	34	34	41	43
	達成率	%	0	2	73	610	560	437	116	128	150

種類		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
保育所等訪問支援	計画	人日	1	10	15	4	6	8	3	3	3
	実績			2	3	5	2	2	1	4	4
		人		2	3	5	2	2	1	4	5
	達成率	%	0	20	20	125	33	25	33	133	133
居宅訪問型児童発達支援	計画	人日							3	3	3
	実績								0	0	0
		人							0	0	0
	達成率	%							0	0	0
障害児相談支援	計画	人	4	10	20	32	40	48	32	35	37
	実績	人		0	10	23	29	37	32	36	38
	達成率	%		0	50	72	73	77	100	103	103

※令和2年度は見込数

種類		単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
児童発達支援	福祉型	計画	人日	115	136	136	168	168	168
		実績		114	132	132	189	174	159
			人	12	11	11	13	14	14
		達成率	%	99	97	97	93	104	95
児童発達支援	医療型	計画	人日	23	23	23	10	15	15
		実績		0	0	0	0	0	0
			人	1	0	0	0	0	0
		達成率	%	27	0	0	0	0	0

障害児支給決定者数(実数)	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	28	37	44	41	50	61

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	福祉型	人日	168	168	168
		人	14	14	14
	医療型	人日	10	15	15
		人	1	1	1
訪問型(新)	人日	3	3	3	
	人	3	3	3	
放課後等デイサービス	人日	364	364	364	
	人	26	26	26	
保育所等訪問支援	人日	3	3	3	
	人	3	3	3	

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	計画	人	32	35	37
医療的ケア児に対する調整する コーディネーターの配置人数		人	3	3	3

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

福祉型児童発達支援	福祉型児童発達支援を円滑に利用できるよう、医学的診断や手帳の有無に関わらず必要な支援を受けることができるよう保健、医療及び福祉の連携を行います。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援を安心して利用できるよう、その他の障害福祉サービス、地域生活支援事業との連携を図ります。
放課後等デイサービス	個別の障害の特性に応じた質の高い支援が行えるよう、必要な相談、助言等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等と児童発達支援等の並行通園（並行利用）が円滑に行えるよう、必要な助言、調整等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	事業所の新設を促すと共に、障害の特性に応じた支援が行えるよう、必要な相談、助言等を行います。
障害児相談支援	事業所の新規開設を促すと共に、相談支援専門員に対し、必要な助言、調整を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的なケアが必要な児童の支援を調整するためのコーディネーターの配置を推進するための研修等の受講の勧奨や必要な助言、調整等を行います。

10 地域生活支援事業（必須事業）

（1）理解促進研修・啓発事業

（実績）

種類		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
理解促進研修・啓発事業	実績	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	計画	回	1	1	1

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

主として、障害特性を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や福祉用具等の使用体験等の機会を年に1回以上実施します。

(2) 自発的活動支援事業

(実績)

種類		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
自発的活動支援事業	実績	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	計画	件	1	1	1

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

多くの障害者等やその家族、地域住民が事業に関わることができる形で、障害者自身の社会活動支援やボランティアの活動支援に資するため、ボランティアセンターの運営経費の一部を補助します。

(3) 相談支援事業

(実績)

種類		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
障害者相談支援事業	実績	箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター			1	1	1	1	1	1	1	1	0
基幹相談支援センター 機能強化事業		件	1	1	1	1	1	1	1	1	0
住居入居等支援事業			1	1	1	1	1	1	1	1	0

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業(基本相談)	計画	箇所	2	2	2
住居入居等支援事業		件	1	1	1

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害者相談支援事業(基本相談)	権利擁護を中心とした基本相談を市が実施し、障害支援区分認定事務を委託した事業所に一部を委託します。
住居入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たり、支援が必要な障害者等について、入居の支援、サポート体制の構築を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

(実績)

種類		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
成年後見制度 利用支援事業	計画	件	3	1	1	1	1	1	1
	実績		3	2	0	0	1	1	0
	達成率	%	100	200	0	0	100	100	0

種類		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
成年後見制度 利用支援事業	計画	件	1	1	3	3	3	3	3	3
	実績		3	1	4	0	0	3	3	3
	達成率	%	300	100	133.3	0	0	100	100	100

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	計画	件	3	3	3

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

本人、関係機関等の申出等に基づき、障害者の権利擁護を図るため、成年後見制度の申立てに要する経費の全部又は一部を助成すると共に、制度の利用を支援します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

(実績)

種類		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
成年後見制度法人後見 支援事業	実績	件	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画	件	1	1	1

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制を整えるため、支援体制を構築すると共に、検討会や研修等の開催を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

(実績)

種類		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
意思疎通支援 事業	計画	件	30	30	60	60	60	60	40
	実績		6	10	27	33	33	30	26
	達成率	%	20.0	33.3	45.0	55.0	55.0	50.0	65.0

種類		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
意思疎通支援事業	計画	件	40	40	55	60	65	27	30	30
	実績		35	45	37	17	17	16	23	20
	達成率	%	87.5	112.5	67.3	28.3	26.2	59.3	76.7	66.7

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	計画	件	30	30	30

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

聴覚、言語機能、音声機能及び視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記者等の派遣を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

(実績)

種類		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
介護・訓練支援用具	計画	件	5	5	5	6	6	6	2
	実績		8	3	4	0	0	2	0
	達成率	%	160.0	60.0	80.0	0	0	33.3	0
自立生活支援用具	計画	件	10	10	11	11	12	12	4
	実績		11	1	2	3	2	4	3
	達成率	%	110.0	10.0	18.2	27.3	16.7	33.3	75.0
在宅療養支援用具	計画	件	9	9	10	10	11	11	2
	実績		6	3	5	3	1	2	2
	達成率	%	66.7	33.3	50.0	30.0	9.1	18.2	100
情報・意思疎通支援用具	計画	件	13	14	14	15	15	15	5
	実績		12	11	14	2	6	5	3
	達成率	%	92.3	78.6	100	13.3	40.0	33.3	60.0
排せつ管理支援用具	計画	件	195	203	212	222	231	231	540
	実績		25	85	94	463	504	520	532
	達成率	%	12.8	41.9	44.3	208.6	218.2	225.1	98.5
居宅生活動作補助用具	計画	件	3	3	3	3	4	4	2
	実績		2	1	1	1	0	2	3
	達成率	%	0	33.3	33.3	33.3	0	50.0	150.0

種類		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
介護・訓練支援用具	計画	件	2	2	3	4	5	4	4	4
	実績		2	4	0	2	5	2	1	1
	達成率	%	100	200	0	50.0	100	50.0	25.0	25.0

種類		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
自立生活 支援用具	計画	件	4	4	4	4	4	5	5	5
	実績		4	4	5	5	3	7	2	0
	達成率	%	100	100	125.0	125.0	75.0	140.0	40.0	0
在宅療養 支援用具	計画	件	2	2	4	4	4	4	4	4
	実績		4	2	1	0	2	3	1	3
	達成率	%	200	100	25.0	0	50.0	75.0	25.0	75.0
情報・意思 疎通支援 用具	計画	件	5	5	40	50	60	20	20	20
	実績		21	35	17	14	12	8	25	22
	達成率	%	420	700	42.5	28.0	20.0	40.0	125.0	110.0
排せつ管理 支援用具	計画	件	540	540	650	750	850	820	830	840
	実績		406	608	628	733	741	709	688	725
	達成率	%	75.2	112.6	96.6	97.7	87.2	86.5	82.4	86.3
居宅生活 動作補助 用具	計画	件	2	2	3	3	3	3	3	3
	実績		1	0	2	1	3	1	1	1
	達成率	%	50.0	0	66.7	33.3	100	33.3	33.3	33.3

※令和2年度は見込数

活動指標

種類			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常 生活 用具	介護・訓練支援用具	計画	件	4	4	4
	自立生活支援用具			5	5	5
	在宅療養支援用具			4	4	4
	情報・意思疎通支援用具			25	25	25
	排せつ管理用具			750	760	770
	居宅生活動作補助用具			3	3	3

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

日常生活用具については、福祉機器及び用具の機能等について適切に情報提供を図るとともに、技術革新による新たな器具の効果を検証しながら給付する物品を検討していきます。

なお、給付に当たっては、必要性や価格、家庭環境等を勘案し、真に必要な障害者に適正な用具をより低廉な価格で購入することとし、判断等が困難な場合には障害者相談所等に助言を求めます。また、用具の再給付については、耐用年数を勘案すると共に、破損や修理不能の状況等を適切に判断し行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

(実績)

種類		単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2
手話奉仕員養成 研修事業	計画	人	8	9	10	5	5	5
	実績		8	1	5	1	3	0
	達成率	%	100	11.1	50	20	60	0

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	計画	人	5	5	5

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

手話で日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成すると共に、聴覚障害者等との交流活動を計画する等手話奉仕員の活動を推進します。

(9) 移動支援事業

(実績)

種類		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
移動支援事業	利用者延べ数	計画	人	101	105	112	371	374	377	392
		実績		158	344	364	440	423	400	324
		達成率		%	156.4	327.6	325.0	118.6	113.1	106.1
	延利用時間数	計画	時間	872	985	1,088	4,233	4,274	4,315	4,228
		実績		2,002	3,916	4,150	4,729	4,398	3,840	2,622
		達成率		%	229.6	397.6	381.4	111.7	102.9	89.0
	実施箇所数	計画	箇所	5	6	6	8	8	8	8
		実績		5	6	7	7	7	8	8
		達成率		%	100	100	116.7	87.5	87.5	100

種類		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	
移動支援事業	利用者延べ数	計画	人	384	376	360	380	400	380	390	400
		実績		310	314	323	362	442	411	385	310
		達成率		%	80.7	83.5	89.7	95.3	89.7	108.2	98.7
	延利用時間数	計画	時間	4,143	4,060	2,400	2,600	2,800	2,200	2,300	2,400
		実績		2,501	2,195	2,162	2,274	2,517	2,361	2,158	1,660
		達成率		%	60.4	54.1	90.1	87.5	89.9	107.3	93.8
	実施箇所数	計画	箇所	8	8	8	8	8	8	8	8
		実績		8	8	8	8	8	6	5	4
		達成率		%	100	100	100	100	100	75	62.5

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	利用者延べ数	人	400	390	380
	利用者実人員		50	48	46
	延べ利用時間数	時間	2,400	2,300	2,200
	実施箇所数	箇所	7	7	7

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

移動が困難な障害者等の外出のために①ガイドヘルプ②車両移送等の手段により、マンツーマンやグループでの支援を行います。なお、事業の実施は、多様な事業者へ委託し、事業者が選択できるように努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

(実績)

種類			単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
地域活動支援センター	基礎的事業	計画	箇所	4	5	4	4	4	4	4
		実績		4	5	5	5	5	4	4
		達成率	%	100	100	125	125	125	100	100
	利用実人員※	計画	人	70	83	77	58	66	76	60
		実績		34	49	50	64	65	59	60
		達成率	%	48.6	59.0	64.9	110.3	98.5	77.6	100
	機能強化事業	計画	箇所	3	4	4	3	3	3	2
		実績		3	4	4	3	3	2	2
		達成率	%	100	100	100	100	100	66.67	100

種類			単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
地域活動支援センター	基礎的事業	計画	箇所	3	3	2	2	2	2	2	2	
		実績		3	3	2	2	2	2	2	2	
		達成率	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	利用実人員※	計画	人	40	40	19	19	19	19	19	19	19
		実績		37	33	14	15	14	13	13	13	
		達成率	%	92.5	82.5	73.7	79.0	73.7	68.4	68.4	68.4	
	機能強化事業	計画	箇所	2	2	1	1	1	1	1	1	
		実績		2	2	1	1	1	1	1	1	
		達成率	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※利用実人員は、機能強化事業対象人員です。

※令和2年度は見込数

活動指標

種類			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	基礎的事業	計画	箇所	2	2	2
	利用実人員		人	120	130	140
	他市利用協定・委託事業		箇所	2	2	2
	他市利用実人員(別集計)		人	3	3	3
	機能強化事業		箇所	1	1	1
	機能強化事業利用実人員		人	19	19	19

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

基礎的事業	福祉あんしん相談センターの他、1箇所を特定非営利活動法人等に委託して実施します。
他市利用	相互利用の協定を締結している山梨市、笛吹市の地域活動支援センターの他、強化事業Ⅰ型を実施している甲府市の地域活動支援センターに委託し実施します。
機能強化事業	地域全体における地域活動支援センターの役割に応じ、創作的活動並びに生産活動の機会の提供を同時に提供できる体制を確立するために、機能強化事業を実施します。

1.1 地域生活支援事業（その他事業・日常生活支援）

（1）訪問入浴事業

（実績）

種類		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
訪問入浴事業	計画	件	1	1	1	1	1	1	3
	実績		1	1	1	2	2	3	3
	達成率	%	100	100	100	200	200	300	300

種類		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
訪問入浴事業	計画	件	3	3	5	6	7	3	3	3
	実績		4	5	4	3	3	3	2	1
	達成率	%	133.3	166.7	80.0	50.0	42.9	100	66.7	33.3

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴事業	計画	人	3	3	3

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

自宅の設備及び通所等での入浴が困難な障害者の生活を支援するために、訪問入浴車による入浴を実施します。

（2）生活支援事業

（実績）

種類		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
生活支援事業	利用者延べ数	計画	人	2	2	2	2	2	2
		実績		0	0	1	2	2	2
		達成率		%	0	0	50	100	100
実施箇所数	実施箇所数	計画	箇所	2	2	2	2	2	2
		実績		2	2	2	2	2	2
		達成率		%	100	100	100	100	100

種類			単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生活 支 援 事 業	利用者 延べ数	計画	人	2	2	2	2	2	1	1	1
		実績		1	0	0	0	0	0	0	0
		達成率		%	50	0	0	0	0	0	0
	実施 箇所数	計画	箇所	2	2	1	1	1	1	1	1
		実績		1	1	1	1	1	1	1	1
		達成率		%	50	50	100	100	100	100	100

※令和2年度は見込数

活動指標

種類			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活 支 援 事 業	利用者延べ数	計画	人	1	1	1
	実施箇所数		箇所	1	1	1

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

概ね3箇月から6箇月程度の訓練（通学、通所、公共交通機関利用等の訓練を含む）を実施することで、社会生活及び自立生活が広がる可能性のある障害者に、日常生活上必要な訓練、指導等を行います。

(3) 日中一時支援事業

(実績)

種類			単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
日中 一 時 支 援 事 業	利用 者 延 べ 数	計画	人	35	37	38	44	45	46	46
		実績		29	42	43	26	24	30	37
		達成率		%	82.9	113.5	113.2	59.1	53.3	65.2
	実 施 箇 所 数	計画	箇所	5	6	6	7	7	7	7
		実績		5	7	7	7	6	6	7
		達成率		%	100	116.7	116.7	100	85.7	85.7

種類			単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
日中 一 時 支 援 事 業	利用 者 延 べ 数	計画	人	46	46	41	42	43	41	41	42
		実績		41	36	36	40	43	43	37	29
		達成率		%	89.1	78.3	87.8	95.2	100	104.9	90.2
	実 施 箇 所 数	計画	箇所	7	7	5	5	5	4	4	4
		実績		5	5	4	4	4	4	5	7
		達成率		%	71.4	71.4	80.0	80.0	80.0	100	125

※令和2年度は見込数

活動指標

種類			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	利用者実数	計画	人	42	42	42
	実施箇所数		箇所	7	7	7

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

障害福祉サービス並びに障害児福祉サービスで不足する日中における活動の場として事業を実施します。また必要に応じて送迎のサービスを行うと共に、事業の実施を多様な事業者へ委託をし、事業所を選択できるように努めます。

12 地域生活支援事業（その他事業・社会参加支援）

（1）点字・声の広報等発行

（実績）

種類		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
声の広報発行	実績	回	12	12	12	12	12	12	12	12	12

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
声の広報発行	計画	回	12	12	12

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

文字による情報入手が困難な障害者等のために、市報を音声に録音し、必要な障害者等に提供します。

（2）自動車運転免許取得・改造助成

（実績）

種類		単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
自動車運転免許取得費助成	実績	人	0	0	0	1	0	0	0
	達成率	%	0	0	0	100	0	0	0
身体障害者用自動車改造費助成	計画	人	1	1	1	2	2	2	1
	実績		1	2	0	1	0	0	1
	達成率	%	100	50	0	50	0	0	100

種類		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
自動車運転 免許取得費 助成	計画	人	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0	0	0	0	0	0
	達成率	%	0	0	0	0	0	0	0	0
身体障害者 用自動車改 造費助成	計画	人	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績		0	1	0	0	0	1	0	1
	達成率	%	0	100	0	0	0	100	0	100

※令和2年度は見込数

活動指標

種類		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成事業	計画	人	1	1	1
身体障害者用自動車改造費助成事業			1	1	1

▶実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

自動車運転免許取得費助成事業	県下の状況では、自動車運転免許の取得は、一般就労にはほぼ必要な条件となっており、こうした状況を踏まえ、免許の取得を支援し、障害者の経済的な自立を支援します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障害者について、その障害の特性に合ったハンドル等の改造を行い、社会参加等のための移動を支援します。

VI 計画の推進体制

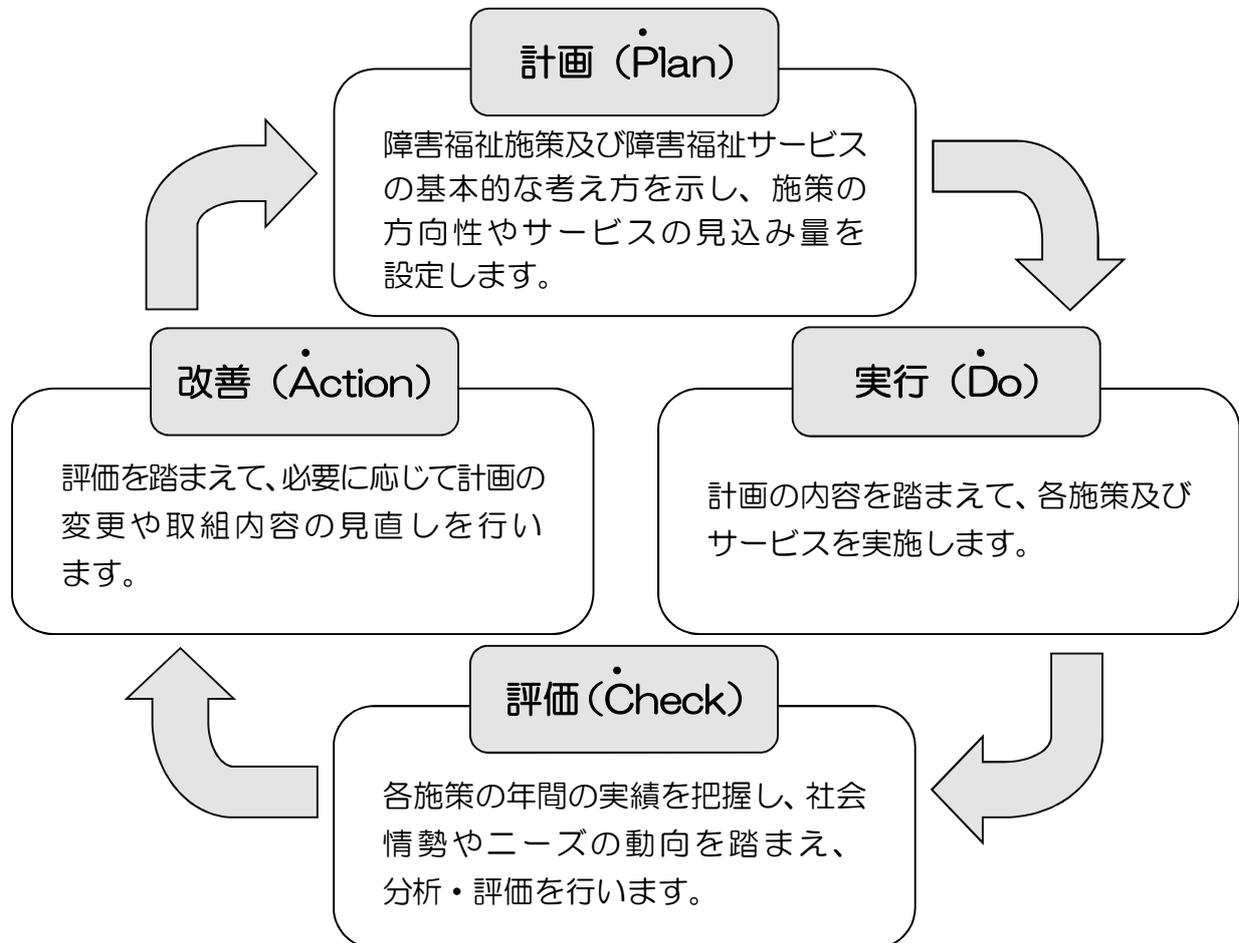
1 推進体制の充実

第3次障害者総合計画を推進するため、その中心的な役割を担う自立支援協議会の充実を図るとともに、具体的な施策実現のため必要な連携に努めます。

また、さまざまな機会や手法を通して、市民の意向、障害者の実態やニーズを常に収集・把握し、自立支援協議会において協議検討するとともに、具体的な施策に反映させるように努めます。

2 計画の実施状況の点検及び評価

計画の進み具合や実施状況を分かりやすく点検し、その結果を検討して評価をする作業を自立支援協議会で行う際には、様々な分野で業務改善などに広く活用されているマネジメント手法「PDCAサイクル」のプロセスを用います。



施策の推進とその質の向上を図るため、毎年その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析等を行い、計画の実施状況について自立支援協議会において評価を行うとともに、その結果を公表します。

この評価結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画内容の変更や事業の見直し等の措置を講じ、一人ひとりの市民に対応するきめ細やかな施策が進められるよう努めます。

3 計画の見直し

第3次障害者総合計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の令和5年度には、国の指針に基づき「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」部分の改定を行うため、併せて第3次障害者総合計画の中間評価及び見直しを行います。

4 成果目標

第3次障害者総合計画は、PDCAサイクルに基づく評価をわかりやすく行うため、成果目標を設定し、成果目標が設定された分野については、これに基づき評価を行います。

5 国、山梨県及び周辺自治体との連携

国や県からの情報を収集しながら、制度改正等の変化に合わせた施策を展開していきます。さらに、計画の推進にあたっては、国や県の補助制度等を活用してその充実を図るとともに、より効果的に施策を推進するために、周辺自治体との連携に努めます。

資料編

第3次障害者総合計画関連成果目標

分野	設定内容	目標年度	設定者	目標値
1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	セルフプランの作成支援	令和8年度末	市	サービス利用計画全体の32%
	甲州市障害者自立支援協議会の委員に障害者である委員を委嘱			3障害全てについて障害者である委員の委嘱
	当事者同士の意見交換会の実施			年に1回以上の意見交換会の開催
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興	必要とする児童等のうち、個別の指導計画が作成されている児童等の割合	令和4年度	国	おおむね100%
	必要とする児童等のうち、個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合			おおむね100%
	合理的配慮を個別の指導計画・教育支援計画へ明記することとしている学校の割合			おおむね100%
	特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組(*)を全て行っている学校の割合			おおむね100%
	通級による指導を受けている児童生徒数	～令和4年度		前年度比増
4. 雇用・就業、経済的自立の支援	市の障害者雇用率	令和3年3月～		2.6%
	障害者就労支援施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額	～令和4年度		前年度比増
5. 差別の解消及び権利擁護の推進	障害者差別解消法に基づく対応要領の策定	令和4年度		完了
	障害者差別解消支援地域協議会を組織		おおむね完了	

※校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、個別の指導計画・個別の教育支援計画への合理的配慮の明記及び教師の専門性向上

甲州市の障害者福祉に関する記載がある計画

令和2年11月現在

No	計画名	期間 (始期)	期間 (終期)	現行計画		根拠法
1	甲州市総合計画	平成30年度	令和9年度	第2次甲州市総合計画 (甲州市まちづくりプラン)		
2	甲州市地域福祉計画	令和2年度	令和6年度	第3次甲州市地域福祉計画		社会福祉法(第107条)
3	甲州市障害者計画	平成27年度	令和2年度	第2次甲州市障害者計画	第2次甲州市 障害者総合計画	障害者基本法(第11条第3項)
4	甲州市障害福祉計画	平成30年度	令和2年度	第5期甲州市障害福祉計画		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第88条)
5	甲州市障害児福祉計画	平成30年度	令和2年度	第1期甲州市障害児福祉計画		児童福祉法(第33条の20第1項)
6	甲州市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度	令和6年度	第2期甲州市子ども・子育て支援事業計画		子ども・子育て支援法(第61条)
7	甲州市母子保健計画	平成27年度	令和6年度			
8	甲州市高齢者福祉計画	平成30年度	令和2年度	甲州市高齢者福祉計画	甲州市高齢者 いきいきプラン	老人福祉法(第20条の8)
9	甲州市介護保険事業計画	平成30年度	令和2年度	第7期介護保険事業計画		介護保険法(第117条)
10	甲州市自殺対策計画	平成31年度	令和4年度			自殺対策基本法(第13条第2項)
11	甲州市健康増進計画	令和元年度	令和10年度	第2次甲州市健康増進計画		健康増進法(第8条第2項)
12	甲州市新型インフルエンザ対策行動計画	平成26年度				
13	甲州市教育振興基本計画	平成30年度	令和4年度			教育基本法(第17条第2項)
14	甲州市図書館基本計画	平成28年度	令和2年度	第2次甲州市図書館基本計画		
15	甲州市子どもの読書活動推進計画	平成29年度	令和3年度	第2次甲州市子どもの読書活動推進計画		子どもの読書活動の推進に関する法律 (第9条第2項)
16	甲州市商工業振興計画	平成30年度	令和4年度			
17	甲州市都市計画マスタープラン	平成21年度	令和11年度	甲州市まちづくり基本方針	甲州市都市計画 マスタープラン	都市計画法(第18条2)
18	甲州市サイン計画	平成25年度				
19	甲州市地域防災計画	平成17年度				災害対策基本法(第40条)
20	甲州市男女共同参画計画	平成29年度	令和3年度	第2次甲州フルーティー夢プラン		男女共同参画社会基本法 (第14条第3項)
21	甲州市障害者活躍推進計画	令和2年度	令和6年度			障害者の雇用の促進等に関する法律 (第7条の3)

用語解説

◇あ行

▶ICT（アイシーティー）

「情報通信技術」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと

▶アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でもさまざまな製品、サービスを支障なく利用できること

〔ウェブアクセシビリティ：心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている様々な情報にアクセスし利用できること〕

▶意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み

▶一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労

▶医療的ケア

たん吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族等が日常的に行っている医療的介助行為のことで、医師が行う「医療行為」と区別されるもの

▶インクルーシブ教育システム

障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けることで、「共生社会」の実現に貢献しようという考え方

▶SDGs（エス・ディー・ジーズ）

2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際的な開発目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている

◇か行

▶峡東圏域

山梨市・笛吹市・甲州市の3市を包括する地域

▶共同生活援助（グループホーム）

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居において、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス

▶居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービス

▶権利擁護

自分の意思を十分に伝えることが難しい障害者にかわって、援助者などが代理となって、その人の権利を主張したり必要としていることを伝えるための支援。障害者の尊厳を守るための差別解消や虐待防止のための取り組みも含む

▶高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の異常、言葉の障害等が生じること。精神障害に分類され、精神障害者保健福祉手帳の対象となっている

▶行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス

▶合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受ける、さまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている

◇さ行

▶児童発達支援

未就学の障害児について、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービス

▶児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設

▶社会的障壁

障害者基本法において、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいうと定義されている

▶重症心身障害者（重症心身障害児）

重度の身体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある人のこと。医学的な診断名ではなく、行政上の取り扱いのための用語

▶重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の総合支援等を総合的に行うサービス

▶就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援を行うサービス

▶就労継続支援A型

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービス

▶就労継続支援B型

年齢や体力の面で、雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービス

▶就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障害者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス

▶手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと

▶障害者基本法

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方自治体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律

▶障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を現に養護する人に関して支援措置を講じることなどを定めた法律

▶**障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）**

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約

▶**障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）**

障害者の職業の安定を図るため、障害者に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進について、また事業主が障害者を雇用する義務をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めた法律

▶**障害者雇用率（法定雇用率）**

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合

▶**障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定された法律

▶**障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）**

障害者及び障害児の日常生活・社会生活に必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等の支援を総合的に行い、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律

▶**障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）**

障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体等が物品を調達する際に、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するための措置等が規定された法律

▶**障害福祉サービス**

障害者の生活を支援するためのサービスであり、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援等がある

▶**情報アクセシビリティ**

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

▶**自立訓練〔機能訓練〕**

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持向上などのため、支援が必要な身体障害のある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

▶自立訓練〔生活訓練〕

地域生活を営む上で生活能力の維持向上のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

▶自立支援医療費

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。自立支援医療のうち「更生医療(18歳以上)」は身体障害者福祉法に定められた肢体不自由、視覚障害、内部障害の患者、「育成医療(18歳未満)」は同様に身体に障害を有する児童が対象となり、「精神通院医療」は精神保健福祉法に定められた精神疾患などの患者が対象となる

▶自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービス

▶身体障害

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸又は肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)の5つに分類されている

▶身体障害者補助犬

障害者の生活を補助するため特別に訓練された犬。視覚障害者の外出を支援する「盲導犬」、肢体不自由者の生活動作をサポートする「介助犬」、聴覚障害者に音を知らせる「聴導犬」がいる

▶スペシャル・トランスポート・サービス(STS)

乗合バスやタクシー等の通常の公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、ドア・ツー・ドア型、定時定路線型、施設巡回型など、個別的な輸送を提供する交通サービス

▶生活介護

常時介護が必要である障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

▶精神障害

統合失調症、気分障害(うつ病など)等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう(発達障害を含む)

▶成年後見制度

知的障害や精神障害のある人、又は認知症高齢者など判断能力が十分でない人を、不利益から守るための制度。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤って結んでしまった契約などを取り消したりします

◇た行

▶短期入所（ショートステイ）

居宅で介助（介護）する人が病気などの場合、夜間も含め短期間、障害者支援施設やその他の施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス

▶地域移行支援

障害者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊のサポートなど、地域生活へ移行するための支援を行うもの

▶地域活動支援センター

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等により、障害者の自立した地域生活を支援する場

▶地域生活支援拠点

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み

▶地域生活支援事業

障害者が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が中心となって提供するサービス

▶地域定着支援

居宅において単身生活をする障害者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等の支援を行うもの

▶地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制

▶知的障害

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう

▶同行援護

重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行うサービス

▶特別支援教育

障害（発達障害を含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

◇な行

▶難病

原因が不明であったり治療方法が確立されておらず、慢性化する病気の総称で、介助のための家族の負担や精神的・経済的な負担は大きい。障害者総合支援法では難病等が新たに「障害者」の定義に加えられている

◇は行

▶発達障害

自閉症スペクトラム障害（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など何らかの脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。外見的には何ら問題ないようでも脳の働き方に強い個性があり、物事のとらえ方や行動に目立った違いが生じるために日常生活に困難さが生じる状態

▶バリアフリー

障害者などが社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差等の解消や手すりの設置など、物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的など、すべての障壁の除去という意味でも用いる

▶避難行動要支援者名簿

災害時に自ら非難することが困難な要介護者、障害者、一人暮らし高齢者などを掲載した名簿。災害対策基本法の改正により、災害時の避難支援や安否確認のための基礎とする名簿を作成することが市町村に義務付けられている

▶福祉避難所

災害発生時に一般の避難所では避難生活を送ることが困難な障害者や高齢者等を対象にバリアフリーやプライバシーの確保を図り、医療、介護などに関して特別な配慮を提供する避難施設のこと

▶ヘルプカード

障害者などが災害時や日常生活の中で困った時に、周囲に自身の障害への理解や支援を求めするためのカード。緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されているもの

▶保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービス

▶放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービス

◇や行

▶ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰にでも使いやすいように製品や生活環境をデザインする考え方

▶要約筆記者

中途失聴者、難聴者等の聴覚障害者等の意思疎通のために、その場で話の内容を要約し、文字にして伝える筆記通訳者のこと。ホワイトボードやスクリーンなどに文字を映し、大勢に情報を伝える方法（全体投影）と、1～2人の隣で手書き又はパソコンで通訳する方法（ノートテイク）がある

◇ら行

▶リハビリテーション

障害や、事故・病気などの後遺症のある人が、身体的・心理的・職業的・社会的能力を回復・向上させることで、自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練・療法や支援のこと

▶療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス

第3次甲州市障害者総合計画

令和3年3月

発行 甲州市

編集 甲州市 福祉課

〒404-8501

山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

TEL 0553-32-5067

FAX 0553-20-6167

URL <https://www.city.koshu.yamanashi.jp>